

平成23年度士幌町決算審査特別委員会議事録

平成24年9月11日

1 審査付託事件

- 認定第1号 平成23年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定
- 認定第2号 平成23年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第3号 平成23年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第4号 平成23年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第5号 平成23年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第6号 平成23年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第7号 平成23年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第8号 平成23年度士幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第9号 平成23年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

2 出席委員（10名）

秋間 紘一	細井 文次	和田 鶴三
服部 悦朗	清水 秀雄	大西 米明
飯島 勝	中村 貢	加藤 宏一
森本 真隆		

3 欠席委員（0名）

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育委員長	力石 憲二
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保険医療福祉センター長	山中 雅弘
会計管理者	太田 靖久	保健福祉課長	大森 三宜子
総務企画課長	後藤 忠義	病院事務長	渡辺 博文
町民課長	伊賀 淑美	特養施設長	波多野 義弘
建設課長	土生 明美	子ども課長	寺田 和也
産業振興課長	堀江 博文	消防署長	星屋 尚司

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	神野 光男	教育課長	植田 廣幸
教育委員会参事	笠谷 直樹	高校事務長	金森 秀文
給食センター所長	鈴木 典人		

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 道端 雄伸

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 柳谷 善弘 総務係長 仲山 美津子

9 議事録

(午前10時00分)

質疑	秋間委員長	おはようございます。昨日に引き続き決算審査特別委員会を再開いたします。
	大西委員	本日は民生費、衛生費の質疑から行います。ございませんか。11番、大西委員。 86ページの特定健診のことについてちょっとお聞きします。24年度までに65%の受診率ということで、土幌町は今年50%までの目標ということでありましてけれども、65%まで達成しないとペナルティーということですが、65%を境にペナルティー、以下はペナルティーなしということなのか、受診率が65%に届かなくても、今年50%目標ですけれども、50%だったら半分だよとか、70%いけば8割はクリアできるよとかという基準はあるのか。だとしたら今年の50%の目標というのは意味のないものになって、65%以上でないとペナルティーがなくならないのであったら、50%目標というのは全然意味のない話になってしまうので、その辺はランクというか、区切りはあるのかどうか、ちょっとお聞きします。
	秋間委員長 大森保健福祉課長	保健福祉課長。 三島主幹のほうからお答えいたします。
	秋間委員長 三島保健福祉課主幹	主幹。 主幹の三島です。特定健診のほうは、24年度で1期5年間終了となりまして、24年度の受診率が27年度の国保税に反映されるということで、私たちのほうも受診率の向上に向けて努力しているところなので、私たちがのほうも受診率の向上に向けて努力しているところなので、加算、減算の関係については、当初受診率65%を達成していないと後期高齢者支援金の額の10%の加算という形で加算措置を講じるという形でありましたが、実際のところ65%に達した国保の保険者は少ないのが現状になっております。そこで、国のほうで基準の見直しという形がされていまして、加算対象は特定保健指導の実施率がゼロ%、未実施のところに加算措置がされるという形で聞いております。減算の関係については、参酌標準のほうを両方達成したところに対して減算措置という形で減算をするという形で聞いております。

秋 間 委員 長 大西委員	<p>が、その率については今後出されるのではないかと思います。はっきりした数字については、まだ出されてはいないと思います。</p> <p>11番、大西委員。</p> <p>それでは、今言われた受診のそういう一生懸命やったところは多少大目に見るよみみたいな話ですけれども、土幌町はそれに対してどういうことを受診率を上げるためのあれをやってきたのか。それで、それは今国で言うそういうやつにカウントされて、全然やっていないのと違ってやっていますよというあれをもらえるのか、土幌町は。</p>
秋 間 委員 長 三島保健 福祉課 主 幹 秋 間 委員 長	<p>主幹。</p> <p>三島からお答えします。</p> <p>減算措置の対象には恐らくならないとは思いますが、加算の措置にはならないというところです。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
暫時休憩	
秋 間 委員 長 大森保健 福祉課長	<p>休憩を解き再開いたします。</p> <p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、大森よりお答えいたします。</p> <p>既に65%の受診率を超えている町村が道内にも何力所かございます。そこにつきましては、間違いなく24年度の実績に基づいて27年度に高齢者支援金については減算されるということははっきりしておりますので、もし土幌町が24年度65%の受診率を達成できましたら、27年度は高齢者支援金が減算という形になるのではないかと思います。それはちょっと難しいかなと思っております。努力はいたしたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
秋 間 委員 長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>今の話は私らも全然知らなかった話で、今までは65%いかないと10%加算されるぞ、だから受けれ、受けれと言ったけれども、逆に65%を超えると減算で75歳以上のやつは安くなるということもPRしないと、受けないと上がるぞ、上がるぞばかり言っていて、そんな話しか私は知らなかったから、そういう話言っていたのだけれども、65%をあれすると高齢者医療費も安くなりますということも今後PRしていかないとあかんと思うのですが、その辺はどう思いますか。</p>
秋 間 委員 長	<p>保健福祉課長。</p>

大森保健 福祉課長	そのとおりだと思いますので、今後PRしていきたいと思います。
秋 間 委員 長 和田委員	10番、和田委員。 今の関連なのですが、これは土幌での特定健診なのですが、これは今健診者は土幌でなければ全部だめなのか、それともほかで受けたやつがその健診の中身を土幌町に報告をすれば、それがパーセントの中に加算されるのかどうなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。
秋 間 委員 長 大森保健 福祉課長	保健福祉課長。 保健福祉課長、大森よりお答えいたします。 土幌町と特定健診の契約を結んでいる医療機関とのことで特定健診の受診に換算されるということになりますので、土幌町におきましては巡回型の特定健診、これは厚生病院、または結核予防会、あと土幌町国保病院、それと脳ドック、PET等で行われている健診にも特定健診をつけております。また、今年度から徳州会病院も契約病院になっておりますので、契約を結んでいるところの換算になるかと思われ ます。 以上でございます。
秋 間 委員 長 和田委員	10番、和田委員。 それで、今それぞれがいろいろな病院を利用されていると思うのですが、1つにはアンケートをとるなりして、どこの病院に一番健診というか、病院にかかっているのかということも含めながら、そういうところ、そういうところというのは健診率の多い病院にもアタックして、そして契約を結ぶという方法はどのようなのでしょうか。
秋 間 委員 長 大森保健 福祉課長	保健福祉課長。 土幌町の方が受診されているのは土幌町国保病院が多いかと思われ ます。土幌町の病院にかかっている、既に例えば生活習慣病でかかっ ている方もいらっしゃいますので、そういう方につきましては先生と の相談の上、そのデータを保健福祉課のほうに健康相談で持ってきて いただいて、それを特定健診の受診者数に換算することもできますの で、町立病院の協力により、その部分の受診率アップにはつなげられ るかと思います。 以上です。
秋 間 委員 長 和田委員	10番、和田委員。 というのは、例えば音更町と土幌町であれば、音更でやって土幌も

ということになると、音更町との契約で民間病院がやっているとすれば結局ダブるからということなのではないでしょうか、それで契約が必要ということになるのでしょうか。

秋 間 保健福祉課長。
委員 長

大森保健 申しわけございません、土幌町国保と例えば音更町の徳州会病院と
福祉課長 の契約という形になるかと思います。

秋 間 3回までですから。
委員 長

和田委員 今言ったのは徳州会の病院ではなくて、実質的に契約を結んでいない病院、契約を結んでいないところが、例えば音更を例えにしますと、音更に登録する、そうしたらそこが今度いいですよということになって土幌町にも登録すると、音更町のカウントにもなるし、土幌町……
(何事か言う者あり)

和田委員 こういう形ではないのですね。
(何事か言う者あり)

秋 間 保健福祉課長。
委員 長

大森保健 保健福祉課長、大森から回答いたします。
福祉課長 特定健診は、例えば土幌町なら土幌町の国保の被保険者が対象でございますので、ダブるということではなくて、土幌町の国民健康保険の被保険者の40歳から74歳の方がどこの病院で受けて、そこに対して特定健診の費用をお支払いしているという状況ですので、音更町とダブるということではございません。

秋 間 以上です。
委員 長 3番、森本委員。

森本委員 76ページにあります9項児童福祉総務費の上段に保育所の在籍状況について掲載がされておりますが、23年度、障害児保育対象児が6名、こども園、それから中土幌保育園合わせて6名いらっしゃいます。この対象児童の障害程度等を説明いただきたいのと、次のページの10番、へき地保育所の各保育所の状況についてもあわせてご説明いただきたいと思います。

秋 間 子ども課長。
委員 長

寺 田 子ども課長、寺田よりお答えをさせていただきたいと思います。
子ども 平成23年度の認可保育所に係る部分、こども園の長時間型の障害児
課 長 に係る部分5名でございますけれども、このうち発達障害に係る病名の判定を受けている児童については1名でございます。それ以外の園児につきましては、発達障害の病名はついてはございませんけれども、気

になるお子さんという形でこちらのほうで保育士を配置しているという人数になります。中土幌保育園につきましては、平成23年度、この方については一応病名判定を受けているお子さんになっております。それから、へき地保育所に係る部分ですが、こちらについては現状では病名を受けているお子さんはおりませんが、子ども課のほうで把握している部分では、下居辺で1名、それから上居辺で3名かと思います。上居辺は、1名が判定を受けておりまして、2名については判定を受けていないという形でございます。佐倉保育所につきましては、昨年、病児というのでしょうか、小児糖尿病のお子さんが1名、それから病名は判定は受けておりませんが、気になるお子さんということで2名の方がおります。それから、川西保育所については1名、判定は受けておりませんが、1名、気になるお子さんということで保育士を加配している状況でございます。

以上です。

秋 間 3番、森本委員。

委員 長

森本委員

説明ありがとうございます。これらの児童たちですけれども、認定こども園、土幌町の保育所等への入所条件、基本的には通常保育に支障のないお子さんが入所できるという形であると思いますが、今説明いただいたお子さんたちはその基準に達するお子さんであるのか、もしくはその基準に猶予を持った形で入所を許可しているお子さんであるのか教えてください。

秋 間 子ども課長。

委員 長

寺 田

子ども

課 長

子ども課長、寺田よりお答えをさせていただきます。

昨年度の障害児ということで加配をしているお子さんについては、通常の保育がある程度可能であろうという判定のもと、それぞれ受け入れをしているという形で整理をしているところでございます。

以上です。

秋 間 3番、森本委員。

委員 長

森本委員

ありがとうございます。やはり軽度であれ重度であれ、障害を持つお子さん、それから一部病気の方で通われているお子さんもいらっしゃると思いますが、親元で親の近くで育てたい、これは保護者の強い希望であります。どの保護者も自分の近くで子供を育てたいという思いがきつとあると思いますので、今後もそれぞれの保護者の意向、それからお子さんの状況をしっかりと把握しながら予算等に反映をしていただきたいと思いますようお願いをいたします。

以上です。

秋 間 委員 長 清水委員	8番、清水委員。 ちょっとページ数わかりませんが、障害者、高齢者に対しての住宅改修に対する助成制度ありますね、その助成制度を活用してバリアフリー化だとか住宅内に手すりをつけるとかという、それを実施した件数は何件ぐらいありますか。
秋 間 委員 長 大森保健 福祉課長	保健福祉課長。 保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。 23年度の介護保険の関係で住宅改修を…… (何事か言う者あり)
秋 間 委員 長	暫時休憩します。 暫時休憩
秋 間 委員 長 大森保健 福祉課長	休憩を解き再開いたします。 保健福祉課長。 保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。 23年度の障害者の住宅改修の支援につきましては、1件ございました。あと高齢者につきましては、介護保険の会計のほうでお答えさせていただきます。 以上です。
秋 間 委員 長 清水委員	8番、清水委員。 それで、この制度について、多分もっと多くの人たちが改修しているのです。ところが、この制度を十分に活用できない。なぜかといいますと、その申請をしたところが、それぞれ大した金額でもないのに、というのは改修にかかる費用が余り高額でないのですよ、にもかかわらず、見積書を出してくださいとか設計書を出してくださいとかという、これは直接私は利用しようとした人たちから受けた苦情ですから、数千円の金額しかかからないのに、そんな小面倒くさいことを一々、実施する小さな業者がそんなことするかということなのです。制度がそんなに難しいのかどうか私はわかりませんが、そういうことであれば当然改善させる必要があるし、そこまでなくても申請があれば利用できますよという制度にしてあげることが住民に対しての福祉施策であろうというふうに思うのですが、そのこのところどういう制度になっているのか詳しく説明してください。
秋 間 委員 長 小林町長	町長。 制度の中身については担当課長のほうからお答え申し上げますけれ

秋 間
委 員 長
大森保健
福祉課長

ども、小面倒くさいかどうかわかりませんが、町で公金を出す以上、最低見積書とかそういうお金がはつきりする、支出するためにはそれは必要なことですから、そこはご理解いただきたいと思います。保健福祉課長。

保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。

障害者の住宅改修の支援会議につきましても、介護保険と同じような制度の中でやっております。介護保険の中でも、住宅改修につきましてはやはり介護保険のお金を9割使いますので、以前問題がありまして、業者が言ったとおりの改修の金額で持ってきたりとか、やはりいろいろな問題がありまして、国のほうも住宅改修につきましてはきちっと支援会議を開いて、見積もりを先に持って、その内容が本当に適正かどうかというところまで調べてやっているというのが現状でございます。これについては、介護保険上でも監査とかありまして、私どものほうでは住宅改修会議には担当だけではなくて、建設課の建築の担当の方、町立病院の理学療法士の方、あと保険者とかケアマネジャーとか地域包括支援センターとか、そういう方たちが本当にこの改修がこの方のためによいのかどうか、そういうところも考え合わせながらやっているというのが現状でございます。

以上です。

秋 間
委 員 長
清水委員

8番、清水委員。

説明聞きますと、なるほど時間がかかるものだということがわかりました。その方がおっしゃるのです。改修したい、そういうふうになっているのは、もうあしたからそういうふうにしてほしいのだ。だと思ふのです、切実な問題ですから。それが申請してから1カ月だ、2カ月だなんていう、そんな時間かかること待ってられるかと。風呂の中に手すりをつけたいのだと、それでなかったら浴槽の中に頭から落ちてしまうというようなことになりそうだと。だから、そういうことを即座にやってほしいと、早くやってほしいと思っているのに、1カ月も2カ月もかかるような、そんな手続の方法なのかというのが私の受けた苦情なのです。そこのところが今課長から説明受けますと、いろいろそういう手続上でいくとすぐなんていうことにならないことはわかります。それで、助成制度を受けないで俺はすぐにやったよと、そんなこと待ってられないのだということがありました。私は聞いて、それはそのとおりだと思いました。だから、そういう人たちの要求にできるだけ早く応えられるということが必要だと思うのですが、そこのところはどうか。

秋 間
委 員 長

保健福祉課長。

	大森保健 福祉課長	保健福祉課長、大森よりお答えさせていただきます。 清水委員のおっしゃる何カ月もかかるということは、なるべく相談を受けた段階でその会議を速やかに開くというのを私たちとしては心がけていると思います。ただ、そのような苦情が来ているということであれば、これから会議をスムーズに開いていくように努力していきたいと思っております。
	秋 間 委 員 長	以上です。 そのほかございますか。 (な し)
説 明	秋 間 委 員 長 堀江産業 振興課長	それでは次に、労働費、農林業費、商工費について説明を願います。 労働費について、産業振興課長。 産業振興課長 堀江から、項目1の労働諸費について説明します。 99ページをお開きください。 1の勤労者福祉資金貸付状況ですが、町内に住所を有する未組織労働者と季節労働者を対象とさせていただき、福祉向上を目的に生活資金の貸し付けを行なっておりますが、本年度は貸付実績はありませんでした。貸付条件は記載のとおりです。 2の労働者福利厚生資金貸付状況ですが、こちらは組織労働者を対象とし、福利厚生資金の貸付業務を北海道労働金庫に800万円預託して実施しておりますが、貸付実績はありませんでした。貸付条件は記載のとおりです。 3の土幌地区連合に対する活動助成ですが、前年度と同額の助成を行っております。 4の退職金共済制度加入促進事業補助金ですが、中小企業で働く従業員の退職金共済制度の加入を促進するため、事業主に対し掛金の一部を補助金として交付しております。(1)の中退共、(2)の特退共、(3)の建退共の3制度で、補助金の算出基準は前年度と同様で、事業所数・加入者数・補助金については、それぞれ記載のとおりで、補助金の合計は131万2,000円でございます。 5の財団法人とかち勤労者共済センターに対するする負担ですが、中小企業の勤労者のための福祉事業として、給付金事業や福利厚生事業を行っております「通称：あおぞら共済」に対し9万4,000円を負担し、町内の加入事業所数は7事業所です。 100ページをお開きください。 6の定住雇用促進賃貸住宅建設助成金ですが、町内への定住・雇用の促進を図ることを目的とし実施しておりますが、共同住宅3棟、戸建住宅3棟、戸数で13戸、助成金は合わせまして1,048万円でございます。 次に、項目2の失業対策費を説明します。

1の失業対策事業ですが、①の失業対策事業の清掃等作業は、冬期間以外で草刈り作業などを行ったもので、②の付帯作業の伐採雑木集積・収集運搬作業は、冬期間の失業対策事業で作業員を雇用して伐採した雑木の収集運搬業務を業者委託したもので、実施日数、委託料等は表に記載のとおりです。

2の緊急雇用対策事業ですが、(1)の委託事業で、町有地雑木伐採等事業は例年実施しております冬期間の対策事業で、12月と1月にそれぞれ10日間実施したもので、延労働者数は313人でありました。(2)の工事は、表に記載のとおり解体工事を実施しています。

3の季節労働者冬期雇用対策事業ですが、これは、国の冬期技能講習助成給付金制度が平成18年度末で廃止された後、平成19年度から毎年2月頃に10日間の対策事業を講じており、事業内容は記載のとおりであります。

次に101ページ、4の十勝北西部通年雇用促進協議会ですが、記載のとおり8町で構成し、季節労働者の通年雇用化を促進する目的で設立した協議会で、二つの事業を行っております。一つ目の事業は、国からの委託を受け雇用確保や就職促進に係る事業を実施し、全額国庫負担で事業費は2,276万8,121円でした。二つ目の事業は、北海道の負担及び各構成町の負担で地域自らの取組事業を実施し、事業費は212万9,134円で、このうち士幌町は8万5,000円を負担しております。

5の国の雇用交付金事業ですが、これは、地域の雇用失業情勢が厳しい中で離職した失業者等の雇用機会を創出するため、国が雇用交付金を交付し、各都道府県に基金を造成し各都道府県及び市区町村において平成21年度から事業実施しているものです。表の①～⑩まで10件の事業採択を受け、合計では、雇用者数は26人、延べ人日は4,695、事業費は4,875万424円の実績でありました。

以上で説明を終わります。

秋 間
委員 長
土 生
建設課長

建設課長。

建設課長 土生から説明します。

3項勤労青少年アパート管理費ですが、町内外で働く勤労青少年及び士幌高等学校の生徒を対象に運営しております。施設の運営管理は、町内在住の平井昌直氏に委託し入居者の食事、アパート内外の清掃及び防火管理等を実施しました。入居状況は、ここに記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

秋 間
委員 長
道端農業
委員会
事務局長

農業委員会事務局長。

1項農業委員会費について、農業委員会事務局長 道端から説明します。

今年度は農業委員の改選期にあたり、委員選挙が7月5日に告示され

ましたが、定数12人に対し、立候補者数が同数であったため無投票となり、公選委員と議会及び農協から推薦された2人の選任委員を併せ、14人で委員会を構成しました。

7月25日に第1回総会を開催し、会長に赤間敏博委員、会長職務代理者に鈴木年秋委員、農地小委員会委員長に藤内和美委員、同副委員長に長屋義孝委員、農業振興小委員会委員長に渡邊睦実委員、同副委員長に中田義弘委員が選出されました。

農業委員の質的向上を目指し、3年に1度道外研修を実施していますが、今年度は12月6日から8日まで農業委員13人が参加し、独立行政法人「農業者年金基金」主催の農業者年金加入推進セミナーの受講、静岡県長泉町農業委員会都市近郊型農業の実態と農地の現状、また同県富士宮市の榎ビオファームまつきにおいて、6次産業化の取組と現状、今後の経営戦略等について研修を行いました。

農業委員会の開催実績としては、委員会を12回開催し、農地法に関する議件47件、農業経営基盤強化促進法に基づく議件176件、現況証明6件について審議したところであります。

小委員会の活動状況としては、農地小委員会を9回、農業振興小委員会を1回開催しました。

主要業務実績の内、主な事項について説明します。

103ページをお開き願います。

(6)の農業者年金推進事業では、農業者年金協議会等の皆様の協力を得、新規に18人・内女性2人の加入を得るとともに、約1億100万円の年金の支給を受けたところです。

次に、(7)農業後継者結婚推進委員会の活動状況について説明します。北十勝4町で実施している北海道十勝農業青年との交流会（旧北海道すずらんの里農業青年と関西女性との交流会）ですが、本町から3人の農業青年が参加しました。

104ページに移りまして、帯広交流会につきましては、JA士幌町青年部が主体となり、11月12日に男性20人、女性21人の参加を得てヌブカの里で開催、モニター調査・プレ企画を兼ねて日ハム応援ツアーとライオンキング鑑賞ツアーを町内交流の場として初めて設け、個別推進としては、札幌在住の女性と農業青年が11月に成婚しました。

また、青年対象と親対象の研修会を本年度初めて行いました。

以上で説明を終わります。

産業振興課長。

秋 間
委 員 長
堀江産業
振興課長

産業振興課長 堀江から、105ページ、項目2の農業振興費について説明します。

1の概要ですが、平成23年度の農業を顧みますと、4月下旬の降雨による生育の遅れも6月の好天により回復しましたが、局地的な集中豪

雨や7月からの高温傾向、9月上旬の長雨の影響により、小麦は期待を下回る収量となり、その他の作物においては品質が低下するなど、平成22年度同様、気候に悩まされた1年となりました。農業を取り巻く情勢は、本年度から実施された畑作の戸別所得補償制度とその関連施策の導入、参加に向けて関係国との協議に入ったTPP（環太平洋経済連携協定）やFTA（自由貿易協定）交渉などの国際化の進行により、大きな転換期を迎えております。とりわけ、TPPについては、農業はもとより地域産業の崩壊につながるため、参加反対の取り組みを展開しておりますが、今後も予断を許さない状況が続いております。こうしたなかで、本町農業の持続的な発展を図るためには、需給動向を踏まえた計画的な作付けや生産コストのなご一層の低減、食の安全・安心の確保といった消費者・実需者ニーズに的確に応えていくとともに、環境問題に対する関心が高まるなか、環境負荷の軽減など環境と調和のとれた農業生産により、消費者等の信頼を得ていく取り組みが必要であります。このため、足腰の強い農業・農業者の育成を図るべく、農業経営基盤強化促進法による認定農業者の農地取得や施設等整備に対する長期低利子融資制度の活用をはじめ、各種町単独事業の継続的な実施及び各種補助事業の積極的な活用を推進し、農業の振興を図ったものでございます。

2の農業の動向ですが、(1)の農家数の動向は、表の説明欄に記載のとおり農林業センサスの数値を用いておりますが、平成23年度は産業振興課調べで387戸でございます。(2)の主要畑作物の作付け動向につきましては、表に記載のとおりです。

3の農業振興対策事業の実施状況ですが、106ページの(1)の強い農業づくり交付金事業の整備事業では、農協が行います食用馬鈴薯の受入検品施設整備及び選果施設整備、さらに種子馬鈴薯の選別施設整備で、翌年度に繰越した事業、推進事業では、リモートセンシングを活用した小麦の適期刈取支援で、事業費・補助金は表に記載のとおりです。(2)のその他国・道費等を伴う補助事業等につきましては、スーパーL資金借入農家への一部利子補給、及び、農業者戸別所得補償制度の実施に係る事務費補助で、事業費、補助金は表に記載のとおりです。(3)の環境保全型農業直接支援対策事業は、事業区分にありますように先進的営農活動支援に係る国からの交付金を受けたもので、化学肥料やび化学合成農薬の使用の大幅低減等を行ったことにより交付される事業です。(4)の町単独補助事業等につきましては、前年度と同じく記載のとおり12本の事業を実施しております。

4の農業後継者関係ですが、(1)の新規就農農業後継者調べ、(2)の農業後継者結婚実績、(3)の農業担い手未婚者調べそれぞれ各表に記載のとおりであります。

107ページをお開きください。

5の土幌町再生可能エネルギー利用推進協議会ですが、6月に農協と商工会と町の3団体により協議会を設立し、バイオガスプラント部会、自然エネルギー部会を設置しております。バイオガスプラント部会では、7回の会議を開催し、普及型のバイオガスプラントモデル案の提案を行っております。参考まで申し上げますが、この成果をもとにして、平成24年度に農協が農林水産省の補助事業に申請し事業採択を受け現在4基のバイオガスプラントを建設中であります。

次に、項目3の農業振興基金運用事業費について説明します。

1の運用事業実績ですが、(1)の一般基金の収支は、表に記載のとおりですが、歳出の項目の一つ目は、海外農業研修視察事業で2年に1回実施しているもので、二つ目の産業担い手確保育英事業は、平成21年度に事業創設しました産業担い手育成事業で、農業大学の研修経費助成です。歳出の上から三つ目の農業空袋処理事業と四つ目の農業廃棄物処理事業は、平成21年度から基金事業としたものでございます。

なお、農業廃棄物処理事業は、90万円を基金で負担し、122万9,651円を町費一般財源で負担しております。年度末基金残高は、4億3,188万2,339円であります。(2)の特別基金は、団体からの寄附を原資とした1号基金と、個人からの寄付を原資とした2号基金があり、それぞれ記載のとりの利子収入で、年度末基金残高の1号基金プラス2号基金で、8億5,267万4,203円であります。

2の不動産保有の明細ですが、一般基金、108ページの特別基金、それぞれの表に記載のとおりで、前年度からの増減はありません。

次に、項目4の農業振興人材育成基金運用事業費ですが、基金収支については、表に記載のとおりで、歳入の利子収入を財源として、歳出に記載の人材育成に関する運用事業を実施しました。年度末基金残高は、1億3,653万3,059円であります。

項目5の畜産業費について説明します。

1の概要ですが、昨年4月の宮崎県における口蹄疫や日本各地における高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病を早期に発見するための届出制度や発生農家等への支援の充実、海外からの病気の侵入を防ぐための水際検疫の強化などの措置を講ずるために本年4月に家畜伝染病予防法の一部が改正されました。具体的には、家畜の所有者が遵守すべき基準を定めた「飼養衛生管理基準」の項目にある農場訪問者記録の作成や衛生管理区域の設定及び埋却予定地等を記載した個々の牛舎配置図を作成し、今後の非常事態に備えております。本町の生乳生産動向は、前年度対比102.2%を目標にスタートし、前年度対比101.1%の84,829トンの実績となり、町内全体では大規模生産者による出荷増量もあり過去最大の生産実績となったが、猛暑による繁殖の遅延や飼料作物の品質の影響があり、生産者の半数近くが前年乳量を下回る厳しい状況であります。肉牛情勢も、5月に牛

生肉の食中毒や7月以降は東電原発事故のセシウム汚染に伴う牛肉の風評被害や長引く経済不況も重なり牛肉消費は減退し価格も下落が続く国系統の各種対策が実施されたが依然厳しい状況であります。

また、家畜排せつ物の適正な管理指導を目的に関係機関で構成した「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」による巡回調査を行い、管理状況の改善に向けた指導・助言を行っております。畜産振興としては、乳牛検定事業、酪農ヘルパー事業及び各種畜産関係団体に対する助成を行っております。

2の家畜飼養頭数ですが、109ページをお開きください。

ホル雄は増加しておりますが、それ以外は若干減少して、牛馬の計では前年度比で微増でございます。

3の農家戸数ですが、搾乳で1戸減少しております。

4の生乳生産動向ですが、前年度比で、101.1%の8万4,829トンでございます。

5の家畜伝染病予防法に基づく検査状況ですが、表に記載のとおり法第5条で規定されている監視伝染病の発生の予防又は発生を予察するための検査が実施されております。

また、牛のヨーネ病発生農家8戸に対しては、法第51条で規定する立入検査が継続されております。

6の家畜改良増殖法による種畜検査ですが、交配に伴う疾病の蔓延を防止し、優良な種畜を利用することを目的として、毎年種畜検査が行われておりますが、表に記載のとおりであります。

7の畜産振興助成金等事業ですが、前年度との相違点では、前年度は口蹄疫対策のため家畜品評会は開催されず助成金はありませんでしたが、本年度は16万8,000円を支出しております。また、前年度は口蹄疫対策で、土幌町家畜防疫対策連絡協議会負担金162万8,114円を支出しておりますが、本年度はありません。

8の酪農振興基金事業運用実績ですが、110ページの表に記載のとおり酪農ヘルパー事業に助成しており、年度末基金残高は、2億5,610万円でございます。

以上で説明を終わります。

秋 間
委員 長
土 生
建設課長

建設課長。

建設課長土生から説明します。

6項土地改良事業費でございますが、1.土地改良事業関係では、土地基盤整備の実施により農業生産性の向上と経営基盤強化を図るため、主に暗渠排水・石礫除去の圃場整備を優先し、併せて、営農の基本となる湿害防止のため明渠排水、農道整備を実施しました。

最初に(1)の団体営事業では、ふるさと農道緊急整備事業3地区（実勝第2、日の出、西居辺北）と小規模土地改良事業で明渠排水路1条を

実施しました。(2)道営事業では、畑地帯総合整備事業5地区(土幌佐倉、土幌南部、下居辺、土幌西部南、土幌北部)と、上居辺第2地区の計画調査を実施しました。(1)と(2)の事業に関わります実施状況は110ページから111ページまでの表に記載されたとおりです。(2)の道営事業に関わる負担内訳は、111ページ中段の負担内訳の表に記載されたとおりです。(3)の食料供給基盤強化特別対策事業は、平成23年度から新たな事業として、農業が地域経済を担い食料自給率の向上を図る目的で、食料供給の基盤となる農地について町と道が連携し圃場の整備促進を図るのもので、道営畑総事業で本来受益者負担20%を7.5%に負担軽減を図り、残り12.5%について町と道で負担する事業です。詳細はここに記載の表のとおりです。(4)の国営かんがい排水事業は、上音更地区の関連付帯工事及び表土戻しを実施しました。

次に、2の町単独事業は、明渠排水路の維持を中心に実施し本年度は更正三の沢明渠排水ほかで1,403万9,000円で実施したところです。

次に、3の農地・水・環境保全向上対策事業のうち共同活動支援事業は、農村部全9地区で共同活動を行いました。本事業は平成19年度に創設され、本年度が5カ年の完了年となりました。事業の面積、交付金等は、112ページに記載の表をご参照願います。

以上で説明を終わります。

秋 間
委 員 長
道端農業
委 員 会
事務局長

農業委員会事務局長。

7項農地集団化事業費について、農業委員会事務局長 道端から説明します。

平成23年度は、土幌北地区で行う2年計画事業の2年目で、国から農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を受け実施しました。

事業実績としては、関係戸数53戸・登記筆数303筆・所有権移転面積230.9ha・精算金額329,922千円・移動率38.5%となったところであります。

以上で説明を終わります。

秋 間
委 員 長
堀江産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長 堀江から、項目8の農地利用集積円滑化事業基金運用事業費について説明します。

農業経営基盤強化促進法第4条第3項の規定に基づく農地利用集積円滑化事業を推進するため、本基金を平成22年から設置しておりますが、農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し等を行う事業を行っております。

1の事業による管理地は、記載のとおりです。

113ページをお開きください。

2の運用事業実績につきましても、それぞれの表に記載のとおりで、

秋 間
委 員 長
金森高校
事 務 長

年度末基金残高は、2億6,492万1,295円でございます。

以上で説明を終わります。

高校事務長。

9項食品加工施設費について、食品加工研修センター事務長 金森から説明します。

113ページをお開き願います。

平成16年度に開所した本施設は、町民向け研修・小学生向け食農体験学習・士幌高校生実習など農業教育の振興と農村生活の活性化を図って稼働しています。

1の研修等の実施結果であります。日程等を調整し要望の多い自主研修を、55日で57回実施しました。(1)の研修等の実施日数・人数と(2)の研修内識別回数は記載のとおりです。

2の販売収入、114ページに移りまして3.の販売状況は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

秋 間
委 員 長
堀江産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長 堀江から、項目10の林業振興費について説明します。

1の民有林振興対策事業ですが、林業を取り巻く情勢は、木材価格が低迷する中、森林所有者の林業に対する関心は低下していますが、一方では、森林による二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止や低炭素社会づくりを進めるため木材利用の拡大に対する期待も高まっております。このような状況を踏まえ、国や道による林業経営基盤整備の施策が展開され、管内でも「緑の産業再生プロジェクト十勝推進委員会」を設立して森林整備加速化・林業再生事業を取り組み、本町でも補助制度を積極的に活用し関係機関と連携して林業の振興や民有林の整備を推進したところでございます。(1)の森林整備加速化・林業再生事業の木造公共施設等整備事業につきましては、上居辺へき地保育所と地域の高齢者交流施設を併設した施設を、北海道内で生産された素材を道内の工場で加工した木材である地域材を活用して、かみおりべ木と太陽の香るエコ交流館を建築しました。事業費は、1億1,186万4,900円で補助金は6,050万円でございます。(2)の未来につなぐ森づくり推進事業は、伐採後の確実な植林等を支援することにより、森林資源の循環利用を推進し、森林の持つ多面的機能の発揮をするため植栽事業の経費の一部を補助するもので、事業量・補助金は記載のとおりでございます。

2の林業関係負担金については、記載のと通りの林業関係団体に対して負担しております。

115ページをお開きください。

秋 間 委員 長 土 生 建設課長	<p>3の有害鳥獣駆除事業ですが、猟友会の協力を得て、例年通り有害鳥獣の駆除を実施していますが、近年特にエゾシカの生育分布域の拡大により、農業への被害も見受けられます。</p> <p>駆除の状況については、表に記載のとおりでございます。(1)から(5)までは、駆除や捕獲や免許取得の助成金などで記載のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>建設課長。</p> <p>建設課長 土生から11項林道費についてご説明いたします。</p> <p>本年度から森林環境保全整備事業道営林道、ワッカ美加登線の工事に着手し、開設延長186mと橋梁1基を実施しました。この事業の町の費用負担割合は25%となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
秋 間 委員 長 堀江産業 振興課長	<p>産業振興課長。</p> <p>産業振興課長堀江から、項目12のその他について説明します。</p> <p>コミュニティセンター利用状況ですが、表に記載のとおりであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
秋 間 委員 長	<p>ここで11時10分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時57分 休憩 午前11時10分 再開</p>
秋 間 委員 長 堀江産業 振興課長	<p>休憩前に引き続き委員会を開きます。</p> <p>産業振興課長。</p> <p>産業振興課長 堀江から、商工費について説明します。</p> <p>116ページをお開きください。</p> <p>まず、項目1の商工振興費について説明します。</p> <p>1の商工業振興活動助成金ですが、商工業の振興を図るため土幌町商工会に1,894万5,000円の活動助成を行いました。商工会本体、青年部、女性部の主な活動状況は(1)から(3)までに記載のとおりであります。</p> <p>2の商工業活性化推進事業助成金については、商工業の活性化を推進するため、土幌町商工会に374万4,000円の助成を行いました。事業内容については(3)に記載のとおりです。</p> <p>3の商品券発行事業ですが、土幌町商工会が実施した、一般分10%、子育て世帯20%のプレミアム付きの商品券発行事業について1,000万円の助成を行ったもので、発行総額は1億981万6,000円で回収率は100%でありました。また、商品券の額面は1,000円ですが、今回から500</p>

円券2枚としても使用することができるようにしております。なお、この商品券の取扱店は、サービス友の会、アスポ、コンビニ、飲食店、建設・電気・水道業者など、町内のほとんどの店舗や事業所の協力により実施されたものです。

4の商店街協同組合助成金ですが、商店街近代化事業の一環として設置したトイレ等の維持管理費用として、土幌本町商店街協同組合に、105万円を助成しました。

5のタウンプラザ管理負担金ですが、施設管理運営費として土幌町商工会に376万2,000円を負担したものです。

117ページをお開きください。

6のタウンプラザ建設資金元金補助金ですが、建設時の借入金の元金を補助するものであり、平成27年までの債務負担行為を設定しており、258万円を交付したものであります。

7の中小企業者事業資金融資制度ですが、中小企業融資の円滑化を計るため、帯広信用金庫に2,000万円を預託し、その5倍の1億円を貸付枠と設定し、貸し付け実行していただいております。貸付件数、貸付額等は記載のとおりであります。

8の中小企業者事業資金保証料等補給制度ですが、毎年度予算の範囲内で融資貸付に係る、保証料と利子の補給を実施していますが、緊急経済対策の一環として、平成20年12月1日より、政府系金融機関・北海道融資・商工共済融資等の公的資金についても、保証料・利子補給の対象としております。なお、保証料は全額、利子は1%分を補給し、保証料助成額・利子補給額及び件数については記載のとおりです。

9の商工業の動向については、次の118ページにまたがっていますが、土幌町商工会から資料提供を受け掲載しております。

10のとかち田園地域産業活性化協議会ですが、十勝管内12町村などで設立し、基本計画を策定し、平成21年6月に国の同意を得ております。この同意により、農林水産関連産業などの集積を目指すこととし、企業立地促進に係る法等に基づく各種支援措置が受けられることになっております。なお、この同意を受けまして本町では、平成21年度に固定資産税の課税免除に関する条例並びに企業立地促進条例を制定し、優遇措置を講ずることにしております。

11の企業立地ですが、ホクレンくみあい飼料株式会社帯広工場の施設老朽化に伴い、町内に新たな工場として同社の十勝工場が設置されております。平成22年6月に着工し、平成23年5月30日に竣工式が行われ、操業を開始しております。これにより、町では平成24年度より優遇措置を講ずることになっております。

次に、項目2の観光振興費について説明します。

1の観光入込客数調査結果ですが、本町においては、道の駅ピア21しほろ、道の駅しほろ温泉、土幌高原ヌプカの里の3施設について調

査を実施し、その調査結果は表に記載のとおりであります。

119ページをお開きください。

2の士幌町観光協会に対する負担ですが、普通負担金100万円と特別負担金100万円を交付しております。士幌町観光協会は、町内の観光関連業者ならびに各種団体により構成され、活動内容、会員の状況は記載のとおりであります。

3のホテル飼育事業に係る助成ですが、士幌ホテル保存会の飼育・保護活動について、6万3,802円を助成しました。この保存会では、毎年、朝陽公園ほたるの里で「ホテル鑑賞会」を実施しており、開催期間、来場者数は記載のとおりです。

4のしほろ温泉プラザ緑風で、(1)の指定管理委託ですが、平成18年度から、町50%出資の第三セクターであります株式会社ベリオールが指定管理者として施設を管理運営しております。指定管理委託料としましては、しほろ温泉パークゴルフ場に係る管理経費及び道の駅管理運営費として、449万8,200円で協定を締結しております。(2)の施設利用状況は、表が120ページにまたがっておりますが、記載のとおりです。(3)の入湯客送迎バス運転業務委託事業は、記載のとおりです。(4)の施設設備改修事業は、記載のとおり5件の委託及び工事を実施しております。(5)の施設の運営に対する政策的支援は、重油代の高騰及び施設修繕料の増加が見込まれたため、平成17年度に制定した、下居辺交流施設運営費補助金交付要綱により補助金887万9,604円を交付するとともに、運転資金として500万円の貸し付けを行ったところ です。

5の士幌高原ヌプカの里で、(1)の指定管理委託ですが、平成19年度から引き続き株式会社佐藤土建を指定管理者として指定しており、指定管理委託料は、716万8,440円で年度協定を締結しております。また、除排雪業務の実績は146万5,638円でした。(2)の施設利用状況は、表が121ページにまたがっていますが、記載のとおりです。(3)の施設整備改修事業ですが、記載のとおり8件の工事を行っております。施設全体の老朽化に伴い、今後も修繕工事等が増加してくるものと想定しております。

6の道の駅ピア21しほろで、(1)の管理運営委託ですがレストラン・物産館の営業部門を除く道の駅の管理運営業務を、町70%出資の第三セクターであります株式会社株士幌町物産振興公社に委託し、委託料は507万7,800円であります。(2)の施設整備改修事業、(3)の備品関係については、記載のとおりです。

7の無料入湯券の配布ですが、町民の健康増進と町内の温泉施設の利用増進を図るため、毎年4月上旬に、1世帯につき10枚の無料入湯券を全世帯に配布していましたが、本年度に限り調整のため、1世帯につき12枚を配布したところでございます。調整の理由としましては、

質 疑

秋 間
委 員 長
加藤委員

秋 間
委 員 長
堀江産業
振興課長
秋 間
委 員 長

入湯利用客数の月別の平準化を図ろうとするものでございます。例年、入湯券の利用期限の3月になりますと、利用される方が多くなり、しほろ温泉への入湯客送迎バスを増便しなければなりませんでしたが、入湯券の利用期間を、これまでの4月1日から翌年の3月31日までの12か月間を、本年度は調整のため4月1日から翌年の5月末日までの14か月間に改め、次回の全世帯への入湯券の発送時期を4月上旬から4月下旬に変更することにより、月別の入湯客数を平準化させようとするものです。次年度からは、全世帯に4月下旬に有効期限を5月末日として発送し、配布枚数は10枚に戻ることになります。また、本年度から定住対策の一環としまして、町民課の窓口におきまして、転入された世帯に対しまして、転入のお祝いとして無料入湯券の配布をしております。(1)の無料入湯券利用状況、(2)の無料入湯券取扱報償費の額及び取扱単価など記載のとおりです。

8の北十勝4町広域観光振興事業ですが、平成23年の道東自動車道清水一ヶ張間の全面開通にむけ、札幌圏域や千歳空港を利用する観光客へのPRを図ることを目的に士幌町、音更町、上士幌町、鹿追町の4町の企画担当及び、観光担当で構成する北十勝4町広域観光振興協議会が平成20年5月に設立され、北十勝4町の豊富な地域資源を活かした観光事業の連携強化と観光客誘致に向けた取組として、滞在型観光客の誘客と動向の把握を目的とした、道央圏集客バス事業（春・冬）、道央圏広域観光素材PR事業等を行っております。なお、道東自動車道の全通までを目途とした本事業は、平成23年度までの4年間に観光客の動向検証や積極的な誘客活動等の事業を行い、広域連携の特徴を活かした取り組みとなったところでございます。この成果を受け、平成24年度以降も協議会を継続することとしております。

以上で説明を終わります。

説明が終わりましたので、労働費、農林業費、商工費について質疑を行います。ございませんか。12番、加藤委員。

101ページの失業対策費の部分です。5番の国の雇用交付金事業がでございます。これ平成23年度で国の交付がたしか切れた。基金のほうも切れたはずなのですけれども、23年度で26名の方が就労されている。24年以降、それ以降の国の基金が切れた中での雇用されている方々の処遇という言い方はおかしいのですけれども、町のほうからどういう考え方を持ってこの事業を続けていくのかお聞かせください。

産業振興課長。

この件につきましては、高木主幹のほうから説明させます。

主幹。

高木産業 振興課 主幹	産業振興課主幹、高木からお答えいたします。 23年度に雇用されておりました26名についてなのですが、引き続き委託された事業所などに雇用されている方もおりますし、4月以降離職されたという方もいらっしゃいます。この事業23年度で終了しておりますので、事業所にとってはそれ以降についてはそれぞれの単費といえますか、自主財源で行っていているという状況でございます。 以上でございます。
秋間 委員長 加藤委員	12番、加藤委員。 国のお金の切れ目が事業の切れ目という感覚になってしまうのですけれども、町のほうの雇用創出に対する失業対策のほうはやるのですけれども、雇用として安定的なものが、どなたもやっぱり仕事につきたいと思うのですけれども、町長、その部分はどのような考えあるのか、何か失業対策のみでなくて、この事業は多分そっちにつながるようにやってほしいというような国の考えがあったと私は思うのですけれども、町長はどうでしょう。
秋間 委員長 小林町長	町長。 民間も含めて町の関連企業で雇用するという部分があるのでありますけれども、それらに対してこの事業を使うということもあるのでありますけれども、もう一方では特別に一定期間この事業のために雇い入れてこの事業をやるということも、両方あるのでありますけれども、基本的には町としては必要なものについては引き続き雇用していくのでありますけれども、それは一般財源として対応する部分もあるのでありますけれども、引き続き国のこういう雇用対策事業についてできる限り活用していくということで運用していきたいと思っております。
秋間 委員長 加藤委員	12番、加藤委員。 町長の考えも一財を使ってでもある程度続けていくという考えもあるのですけれども、国にも、一過性の事業でなくてこういうふうに雇用を広げるのだということのお願いも町のほうからもしていったほうが私はよろしいのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。
秋間 委員長 清水委員	8番、清水委員。 100ページですが、季節労働者冬期雇用対策事業についてお尋ねします。 先ほど課長ここまで読み上げなかったのですが、この年度について下の2行に書いていますが、雇用情勢の悪化に伴って雇用環境が低下したために、対象者の範囲を拡大して雇用対策特例受給資格者以外の

失業者も対象として実施したというふうに説明されているのですが、このとおり実施されまして、労働者の人たちが非常に喜んでおりました。ぜひこれを23年度限りで終わらせるのではなくて継続してほしいという要望が強いのです。というのは、実際に今中小企業の経営が非常に悪化してしまっていて、雇用保険を掛けることが困難だという事業所がふえてきているのです。そのために、雇用保険の対象者以外の労働者がふえているという実情からいって、そういう希望がふえてきているのだと思うのですが、このことについて町長の考え方としてお聞きしておきたいと思うのです。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

これを受給者以外もこれからもやるというお約束はできないのでありますけれども、できる限り雇用実態を反映するようなことで今後とも運営していきたいのでありますけれども、清水委員ご案内のとおり、非常に私ども失業対策事業に予算を割いているということでもありますし、私どもも扶助でやるよりはやっぱり賃金でやるほうがいいだろうという、私もそういう基本的な考え方持っていますから、そういう形でしているのだけれども、ただその年の失業の実態にもよりますから、できる限りそういう意向に沿うように、実態に沿うように今後とも取り組みをしていきたいと思えます。

秋 間
委員 長
清水委員

8番、清水委員。

私がかねがね申し上げているのですが、非常にこういう形で生活している人たちの収入が少ないということは町長もおわかりだと思っておりますが、そういう中であってこういう形で得た賃金の中から公共料金を支払うという人たちが非常に多いのです。ですから、それを全く当てにしているという状況にありますから、今後それを継続するということは約束できないというふうにおっしゃいますけれども、できるだけそこところは継続するように町長の考え方としてぜひ進めていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

秋 間
委員 長
細井委員

5番、細井委員。

それでは、103ページの農業後継者結婚推進委員会の問題について、農業後継者の未婚の方の問題についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

昨年の決算委員会でも、私のほうも農業者の未婚の方の結婚問題についてたびたび質問させていただきました。そんな中で、赤間会長も、それから町長も今までとは違った形の中で今後この事業を展開していきたいというお答えをいただいております。それ以降、23年度の決算でございますから、違った形で具体的な対策はとられたのか、まず

秋 間 委 員 長 道端農業 委 員 会 事務局長	<p>お聞きしたいと思います。</p> <p>農業委員会事務局長。</p> <p>農業委員会事務局長、道端よりお答えいたします。</p> <p>23年度につきましては、先ほど申しましたように新たな取り組みといたしまして日本ハムの応援ツアーとライオンキング鑑賞ツアー、それとあと研修ということで青年を対象とした研修会を新たな取り組みとして実施したものでございます。</p> <p>以上です。</p>
秋 間 委 員 長 細井委員	<p>5番、細井委員。</p> <p>実は、私もこうやって議会議員として活動していく中で、私も農業人ですし、なかなか結婚されていない方が多い。実際に、次のページでしょうか、106ページには担い手の未婚者調べということで、30歳未満の方から49歳、50歳未満の方までが90名ですか、未婚者調べということで載っております。このような中で、なかなか結婚に至らないということは重々承知しておりますけれども、もっと違った形で、今までとは本当に考え方を発想転換をしていかなければならないのではないかというふうに常々思っております。このような中で、地元北海道、特にまず地元、我が町は十勝に位置しておりますから、十勝、帯広、さらには北海道という地元といいますか、そういったところを重点的にやっていかなければならないのではないかと。この問題になりますと関西方面、名古屋方面にどうも集中しているような気がいたしております。</p> <p>実は、そんな中で今年も議員有志で、私的ではありますが、4名で東北方面に少し研修してまいりました。そんな中で、きょうは出村監査委員もいらっしゃいますけれども、監査委員ですから発言はできませんけれども、出村議員の発案で、せっかく行くのであるから、我々も我が町と、それから我が町の未婚者の方に少しでも縁結びができないかということで、実際にそこで我が町のパンフレットと、それからどうかお嫁に来ませんかというような、そういうことで活動してまいりました。その中で、若い女性の方だけではなくて年配の方にも、ぜひとも知り合いの中でそういう方がいられたら紹介願えないかということでパンフレットもお渡ししました。そんな中で、たまたま東北、例えば秋田だとか青森だとか、そういう東北には大変いい子がいるので、七夕で有名な仙台のアーケードで行ったのですけれども、その中で秋田ですとか青森ですとか、東北には大変いい子がたくさんいるので、そういったところにも行って紹介してはどうかという、そんな声も聞きました。ですから、そういったところにも目を向けて、特に我が町は東北から本町に嫁がれて、今農業者として大分年配にもなって</p>

おられますけれども、東北から多くの方が我が町に嫁いでおります。そんな中でも、そういう方々のお知り合い、親戚の方も東北にはいらっしやると思いますので、そういった方にも紹介をしていただきながらどんどん、関西ですとか名古屋もいいのですけれども、そういったところにも全国に展開できるように今後考えてはどうかというふうなことを思っております。これは縁ですから、私たちが勝手に進めるわけにはいきませんが、そういったチャンスや、そういった機会をどんどん、どんどん広げていくべきだというふうに考えておりますけれども、その点について、会長来ておられますので、会長のお考えも少しお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

秋 間
委 員 長
赤間農業
委 員 会
会 長

農業委員会会長。

農業委員会会長、赤間です。ただいま細井委員より伺ったことは、私たち農業者の後継者対策ということで一連事業を進めていく中で一番頭の痛いところでありまして、議員の研修の中でという話も前段で私聞いておりました。町全体、いろんな意味でそういうことに意識を持っていただくということは、私会長をやっている本当にありがたいと考えております。東北の面もそうなのですけれども、関西ということが中心になっているという話もありましたけれども、町内、十勝管内ということで私たちも考えております。それで、帯広交流会ということでJAの青年部を中心にして行事を持ってもらうということで、交流会を持ってもらうということで実施はしております。

後継者みずからが自分のパートナーを探すという、そういう意欲的なことも少し欠けているなという面もありますし、町内の若い人の交流という面で考えますと、土幌町内がどうもそういう雰囲気的なものがないと、飲むにしても何にしてもそういう交流の場が割とないのではないかと、若い人はどちらかという帯広方面やらに遊びには行くのですけれども、町内同士のそういう交流が割とない。それは、青年組織の弱体化と言ったら怒られるのですけれども、そういう面もあるのかなというふうに考えておりますし、一番こういう事業をして私が考えるのは、女の人も男の人も割と個人行動が多いというか、話を聞いてみると割合に活動範囲が狭いと、それはどこからくるのかなということも踏まえながら、仲間づくりとか、そういうものが若い時期から経験していないのではないかなという危惧もあるのです。そういう点も含めまして、年齢になったからパートナーを探すというより、青年活動なりなんなり、早い時期でのそういうものも必要なのでないかなということも常日ごろ考えながらいろいろ行事を考えております。

いかんせん、割と後継者対策と簡単に言えますけれども、やっぱりプライベートな面もすごく多くあります。結局立ち入っていいところと立ち入れないところがあるということもありますし、組織でこうい

う事業を進めていくという面の難しさというものが特に今の時代難しくなってきました。先ほど細井委員が東北の関係でお話をしてくださいましたように、町民一人一人がそういうところに意識を持てるような組織に私たちも変えていかなければならないと痛感している次第でございます。

秋 問
委員 長
細井委員

5番、細井委員。

会長のおっしゃることも十分わかります。なぜ東北かという部分も少し説明したいと思います。実は、やがて近い将来札幌まで新幹線が延伸されるということが決定されておりますけれども、となれば我が町から札幌までJRで2時間、さらにそこから3時間程度で東北となれば半日で、嫁がれたお嫁さんも東北の実家に里帰りができる。そういった面では、そういうアクセスというのはすごく今の段階では非常に東北というのは近くで不便なところで、飛行場も限定されますし、そういった面で考えれば東北というのは近い将来本当に近いところになるのではないかと、そういったことを考えれば、これは関西方面から嫁がれている人もいますけれども、子供ができた、里帰りをしたいとなったときになかなか、便はよくなったのだけれども、時間の関係でなかなか里帰りができないということも考えられますし、そんなことを考えると非常に東北というのは魅力的なところなのかな、北海道の我が町に嫁いでいただけということになれば魅力的なことなのかなということで、少し今回こんな発言をさせていただきましたので、今後委員会の中でも十分検討していただいて、多くの方に大変すてきなお嫁さんが来ていただけるように、我が町に嫁いできていただけるように努力していただきたいというふうに思います。

以上です。

秋 問
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

101ページの先ほどの国の雇用交付金の事業の話なのですが、この雇用交付金の目的を履き違えてあれしたらだめなのだろうなと思う。これは、国が失業者に短期間雇用の機会をつくると、その間に次の職業を見つけてくださいとやってやっている事業で、これを町が町単費か何かで町の事業に雇用していくという話ではないと思うのです。それで、この事業をやっている間に次の職業を見つけて、これがなくなっても次の職業にいった人って26人のうち何人ぐらいいるのですか。

秋 問
委員 長
堀江産業
振興課長

産業振興課長。

この件につきましても高木主幹から説明させます。

<p>秋 間 委員 長 高木産業 振 興 課 主 幹</p>	<p>主幹。</p> <p>産業振興課主幹、高木からお答えをいたします。</p> <p>26名中、引き続きその事業所に雇用されている方が23名、残り3名については違う事業所に移ったといえますか、新たな職場を求めているという形でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>秋 間 委員 長 大西委員</p>	<p>11番、大西委員。</p> <p>ということは、その23名の方はこの事業がいろんな、町単でなくてもやっている事業ですから、その事業といいつつも、会社なのか、会なのか、そういうところで雇用されているのですよね。ですから、失業者出るたびに町がいろんな事業をつくって、それをずっと町でやっていくというのは、これは無理な話だと思うのです。だから、失業者は急に失業になる人もいると思うのです。そういうのをこういう事業で救うのはいいけれども、未来永劫これですつといけというのは無理な話ですから、ぜひ失業者も努力して、自分の資質を上げる、それで行く。この間も職業訓練所ですか、あそこに1年ぐらい、給料をもらいながらあそこで職業訓練して、次の仕事を探していくというような制度もありましたけれども、そういうふうにしていかないと、町におんぶにだっこですつと働こうというのも、高齢者なら何年もないからいいかもしれませんが、若い層はやっぱり自分も努力してもらって自分のスキルを上げてもらって、そしていろんな企業に行くような働きをしていかないとこういう事業はだめなのだと思うのです。それは、町で何か事業つくっていっぱい、だけれどもそれには限りあると思うのです、町単でやるのには。国も今の財政状況の中でこれがずっと続くかといったら、それは続かないです。景気が悪くなったときにそういう非正規労働者や何かの支援のためにやってきた事業ですから、だからそういうふうにしむけていかないと、この事業もいつまでも続くのかなと思うとなかなか難しいものがあると思うのです。だから、この事業の根本、どういうことでこういう事業をやったかということをよく理解してもらって働いてもらわないと、これは未来永劫働けるのだからなんていう思いで安易な気持ちで働いてもらおうと、それは町で面倒見切れなくなると思うのですが、町長、どう思いますか。</p>
<p>秋 間 委員 長 小林町長</p>	<p>町長。</p> <p>国は当然今の雇用情勢が悪いということでこういう事業をやるのでありますけれども、町は先ほど加藤委員の質問にお答えしたとおりなのですけれども、必要な事業についてこれを使うということでありますから、ずっと継続していく事業で、これを使ったものについてはそ</p>

のまんま単費でもやるということでありまして、短期でこの事業を使って、新たに起こったものはその期間は期間で終わるということ、それはそういう整理をしていかなければならないのではないかと思います。ですから、町は必要なものについてこの事業に乗って使うという、そういう姿勢で今後とも整理をしていきたいと思っております。

秋 間
委 員 長
加藤委員

12番、加藤委員。

107ページです。農業振興費の中で、23年6月に土幌町再生可能エネルギー利用推進協議会を立ち上げたとなっていて、その中でバイオガスプラント部会と自然エネルギー部会を設置されています。バイオガスプラントのほうは7回部会開いて、検証や何かもされたのだろうし、24年度になってから土幌町内にまた新しいプラントが建つこともあるのですけれども、自然エネルギー部会のほうの活動状況はどうなっているのでしょうか。

秋 間
委 員 長
堀江産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、堀江よりお答えいたします。

23年6月にこのバイオガスプラント部会と自然エネルギー部会ができたわけですが、バイオガスプラント部会につきましては積極的に特定課題について、バイオガスについて研究検討してきたと。自然エネルギー部会の持ち分につきましては風力、太陽光とか広範囲に及んでいるという理由もございまして、組織はできているのですが、なかなか会議は開催されていなかったということもございまして、近ごろ再生可能エネルギーの買い取り制度もできまして、十勝地方におきまして特に本町におきましても太陽光発電は大きな可能性があるものと認識しております。そこで、自然エネルギー部会を一旦お休みしまして、太陽光発電施設部会というものを先月立ち上げまして、農協さん、商工会さん、町、3団体で研究検討を開始したところでございます。

以上です。

秋 間
委 員 長
加藤委員

12番、加藤委員。

たしか5、6年前、土幌町のエネルギービジョンか何かのまとめた冊子ございましたよね、土幌の再生可能エネルギーの可能性についてまとめたものがあつたと思っておりますけれども、その中でもいろいろ可能性を検証された中で、自然エネルギーというのは風力だとかほかの部分はちょっとお休みといいますけれども、例えば水力の部分も国の規制もちょっとずつ変わってきているということもあるので、決して休まずに、可能性はどんどん探っていかなければ、太陽光も確かに続いているけれども、買い取り単価が変わった途端にまた矛先も変わるものですから、常にこういう準備というのはしていくべきだと私

は思いますので、過去に出たビジョンのものが全てではなくて、やはり今の情勢に合わせた、例えば水力の可能性があるのであれば大いに私は研究して準備していくべきだと思うのですけれども、町長、いかがでしょう。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

今の情勢からすると、電気の前原の問題も含めて再生エネルギーということでふえていくということで、国の来年度予算も重点項目として農業も含めてエネルギーをどうするかということでは、今後再生エネルギーということでありましてけれども、当面提起されているのは太陽光エネルギーでありますけれども、従前から議会で出ている小水力だとか、それからいろんな本町でやるエネルギーについては、また太陽光と同じように提起された時点で、自然エネルギー部会でやるのか、新たに立てるかということでありましてけれども、いずれにしても積極的に研究をして推進をしていくような努力は関係機関の皆さんと勉強しながら進めていきたいと思っております。

秋 間
委員 長
細井委員

5番、細井委員。

今の同じページの107ページの下段のほうになるかと思っております。この中で不動産保有の明細ということで、白老、苦小牧の土地のことが記載されております。この中で括弧づけで一般基金と、まず一般基金と次のページの特別基金の説明と、もう一つ、これの取得経緯をお答えいただきたいと思っております。

秋 間
委員 長

暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午前11時49分 再開

秋 間
委員 長
堀江産業
振興課長

それでは、休憩を解き再開いたします。

産業振興課長。

産業振興課長、堀江からお答えいたします。

一般基金と特別基金でございますが、特別基金につきましては個人及び団体からのものがございます。さらに、取得の経緯でございますが、詳しくは私は実は承知していませんのですが、取得の状況についてはわかっておりますので、まず石山でございますが、白老町の字石山ですが、こちらにつきましては昭和48年に2,600万円で購入しております。その下の苦小牧市字植苗、これも同じく48年に3,700万円で購入しております。特別基金のほうの苦小牧市字美沢、これが平成5年に購入しております、2,369万2,000円ぐらいでございます。その後でございますが、一般基金の白老の石山であります、この土地に

秋 間 委員 長 細井委員	<p>高速道路ができたようございまして、高速道路用地に処分しておりますが、4,818万円程度で処分しております。現在この残った土地を所有しております。さらに、苫小牧市字植苗、この土地につきましても苫小牧の市道及び北海道道等ができて、これらも一部処分してございます。これが処分が3,300万円程度で処分してございます。これが現在残った土地でございます。最後に、特別基金の苫小牧市美沢でございましては平成5年に取得したまま、動いてはおりません。</p> <p>以上でございます。</p> <p>5番、細井委員。</p>
細井委員 秋 間 委員 長 大西委員	<p>こうやって質問してしまうと答えようもないのかなと思いつつ質問するのですが、今後の活用方法というのは今のところは考えていないということですね、このままこの状態で財産として保有するというので理解しておいていいということですね。一番聞きたかったのは一番最初の経緯です。なぜここを取得したのか、これは寄附されたものではなくて多分取得したのだと思うので、なぜ取得したのかということをお聞きしたかったのですが、いろいろあろうかとは思いますが、いずれにしろ不動産に関してはここに記載してあるだけということで理解してよろしいですね、考えるのは。</p> <p>(何事か言う者あり)</p> <p>わかりました。</p> <p>11番、大西委員。</p> <p>114ページの林業振興費で、この年上居辺にかみおりべ木と太陽の香るエコ交流館というのを建設しましたが、1年経過してはいますが、木でこういう建物を建てた、それによる効果が1年もたてばどういふものかということとはわかんと思うのですが、その辺のことがわかれば教えていただきたいと思っております。</p>
秋 間 委員 長 堀江産業 振興課長	<p>産業振興課長。</p> <p>産業振興課長、堀江よりお答えいたします。</p> <p>上居辺のエコ交流館につきましては、木造の補助事業により建設したわけですが、一般的な話としまして木材の効果とか特徴を申し上げますが、木材は触れたときのやわらかさ、ぬくもり、こういうもの、また木の香りや心身のリフレッシュ効果、こういうものが一般的にはあると考えられております。メーンの施設としましては、保育所でございます。子供たちが木と触れ合う機会や木材の快適性に貢献しているものとは考えておりますが、子供たちから私が直接聞いた話ではございませんので、一般的なものでございます。</p>

秋 間
委員 長
大西委員

以上です。

11番、大西委員。

多分地域材を使った建物について、本来であれば木造ですから耐用年数も30年もいかないのかな、もし鉄筋コンクリートだと50年ぐらいという長期使えるのですけれども、補助金が地域材のあれしかなかったから、これを利用したのだなと思いますけれども、先日美濃市の市長が来町されたときにいろんな話をする機会がありまして、そのときに、美濃市で今まで食育、食べる、育てるですね、美濃市で木育、木の育てるというほうに目を向けて、美濃市は子供たちの建物を木材を使って建ててきているみたいなのです。それによって、子供たちの落ちつきだとかいろんなものの変化が出てきているのだという話を得々と市長が話していました。それよく聞いていて、ああ、そうなのかな、うちもそれをわかってこの上居辺をやったのかな、補助金がないからこれでやったのかなと思いますけれども、うちら美濃市との姉妹提携やっていますから、ぜひそういうものを、北海道で木育を立ててやっているところもありませんから、そういうところを先に先取りして、美濃市も先にそれを先取りしてばんと打ち出したら、飛騨高山が山の中でやりたいと思っていたやつを先に美濃市にやられて、非常に飛騨高山の市長は残念がっていたそうですから、北海道でもこれだけの森林のある地域ですから、そういうものを打ち出すことによって国からの補助金もとやすいし、それが言ってみれば子供たちだとかなんかの情緒が安定したり、いろんなことがあるそうです。そんなことも考えて、これからそういうほうに向かっていってはいかがなものかなと思いますけれども、町長、その辺どう考えますか。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

1つは、木材利用というのは今木材資源を活用するというところでこういう事業もできたのですけれども、もう一つは上居辺の保育所もそうなのですけれども、子供だとかお年寄りの介護施設は木が比較的そういう面では癒やしも含めて効果があると言われているのですけれども、ただ一方では塗装も含めて管理もかかるというような問題もあるのでありますけれども、いずれにしても町としてはもう一つ、今公共施設を建てるのに木材の事業が比較的あれば使いやすいということでもありますから、これを使っていくということなのでありますけれども、いずれにしてもこの事業も24年度で一応、25年度から新しい制度をつくらなければならないということでもありますから、先般国にも要望に行ってきたところでありますけれども、ぜひこういう事業ができるように国に求めていくとともに、本町としてもぜひこの事業を活用しながら木材利用を図っていきたいというふうに思います。

	秋 間 委員 長 大西委員	11番、大西委員。 事業は活用するというのであれば、やはり美濃市と同じように木育ということを前面に出して、北海道でどこもやっていませんから、そしてこれから建てるものないけれども、土幌町はこういうことを研究しながら、新しい建物についてはたくさんある北海道の木材を使ってやりたいというように打ち出すほうが国のこういう政策を続けてほしいというのには有効な手段でないかなと思いますので、ぜひそういうことも考えながらやっていただきたいと思います。
	秋 間 委員 長	ここで1時10分まで休憩いたします。 午後 0時00分 休憩 午後 1時10分 再開
	秋 間 委員 長	休憩前に引き続き委員会を開きます。 継続して質疑を行います。何かございませんか。 (な し)
説 明	秋 間 委員 長	それでは次に、土木費について説明願います。建設課長。
	土 生 建設課長	建設課長 土生からご説明いたします。 行政報告書123ページをごらんください。
		1項土木費ですが、本町の土木行政は道路橋梁の建設、道路河川の維持管理、公共建築物の維持管理を実施し、住民の生活基盤整備を行うことにより安全で安心のできる快適な生活環境が整うとともに地域社会経済の発展に大きく寄与しています。また、厳しい町財政に鑑みて限られた予算のなかで効率的な社会資本整備に努めました。 次に、2項土木管理費ですが、道路整備の実施に基づき道路台帳の整備と併せ、ライフサイクルコストに基づいたメンテナンスの最適化を図るため平成21年度から橋梁点検に着手し、本年度で198橋のうち144橋の点検が終了しました。町道延長は約591 k m、うち改良済み467 k mで改良率約79.0%、舗装済み298 k mで舗装率約50.4%となっています。町道の認定状況、道路照明灯の設置数・電気料等は、ここに記載のとおりです。
		次に、3項公園管理費で1の公園整備ですが、公園や緑地は、緑の中でいこい、ふれあう場として、更に、景観や防災性の向上の観点からも重要な役割を担っていることから、常に安心・安全で快適に利用できるよう補修、清掃など適切な管理に努めました。(1)中央公園は、北町公民館のご協力を戴き公園周辺の整備と公園内清掃を実施しました。草刈りとトイレ清掃は、生きがい事業団に委託をしています。(2)朝陽公園は、朝陽町内会の協力も得て連携を図りながら整備を行い、

トイレ清掃は、民間に委託し管理しています。(3)遊水公園は、水辺のある公園として親しまれていて例年同様4月下旬に町民の皆さんのご協力を得て一斉清掃を行い通水しています。管理状況は樹木の剪定や草刈り等を中心に町内業者に委託しています。(4)柏公園は、国道274号の通行者を中心に利用されています。トイレ清掃は民間に委託しています。(5)団地公園は、各町内会に管理業務を委託し、環境整備を実施した。(6)中央駐車場は、トイレ新築後生きがい事業団に委託し管理しております。

次に、4項道路橋梁維持費ですが、町道の交通量の増加と車両の大型化に伴い、舗装路面の損耗が拡大しており調査・要望等に応じた舗装道路及び付帯施設の修繕を実施しました。また、近年多発する豪雨による流路保持のため、雨水枡・付帯側溝等の土砂除却などを実施し道路維持保全に努めました。夏期の道路維持では地区保全隊事業との連携を図り、砂利等を散布後にグレーダーによる路面均しを実施し良好な路面の維持に努めました。道路施設の維持では道路清掃、視線誘導標の設置・修繕、区画線の復元・ドット線の設置、重機借り上げによる法面補修・側溝整備等の他、直営車両で路肩・空き地の草刈り等の維持管理を実施しました。除雪は、町有車両7台の他と借り上げ車両23台体制で、歩車道の通行確保、圧雪路面の整正等を実施したところです。本年度は、少雪年だった昨年と大きく異なり、降雪と地吹雪により出動日数が2～3倍に増加しました。1.の原材料実績から125ページ迄の5.凍結防止剤散布実績迄の表は記載のとおりですのでご参照願います。

次に、125ページに移りまして、5項道路橋梁新設改良費ですが、本年度の交付金事業は継続5路線、道路事業及び道路事業と一体的に整備する必要のある施設の整備を含め地方特定道路事業7路線を実施しました。町単独事業を含む各事業の詳細は126ページまでの表のとおりですのでご参照下さい。

次に、126ページに移りまして、6項河川維持費ですが、北海道管理河川のうち音更川、ワッカクネップ川の2河川について、北海道より委託を受け樋門、樋管の管理点検を実施しました。

次に、7項町営住宅管理費ですが、町営住宅入居者が、住みよい環境のなかで快適な生活が出来るよう内窓断熱樹脂サッシの取替、外壁・屋根の塗装改修工事等を実施しました。1.町営住宅使用料等の徴収状況、127ページに移りまして、2.公共賃貸住宅（かしわ荘）の使用料等の徴収状況はここに記載のとおりですが、1.町営住宅、2.公共賃貸住宅（かしわ荘）併せて件数で103件、金額で約774万9,000円の使用料等の未納金を出す結果となりました。3と4の入居・退居状況はここに記載のとおりです。5.の団地別管理戸数ですが、公営住宅等の管理戸数は、127から128ページまでの表のとおり445戸となっております。

<p>質疑</p>	<p>秋間 委員長 大西委員</p>	<p>ます。</p> <p>次に、128ページに移りまして、8項建築工事ですが、1.道の委託業務として建築確認申請37件と完了検査27件、建設リサイクル法に基づく受付13件を実施しました。2.の各種建築工事及び委託業務を実施しました。詳細はここに記載されている表のとおりですのでご参照願います。</p> <p>9項住宅団地造成管理費ですが、土幌北団地第2期の宅地造成を実施し完了後に分譲を開始しました。1.取得分は、本年度はありませんでした。2.処分、分譲による処分は2区画となっています。</p> <p>129ページに移りまして、3.年度末土地保有状況は、(1)の造成済み土地詳細につきましてはここに記載のとおりですのでご参照願います。(2)未造成土地は保有しておりません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりましたので、土木費について質疑を行います。ございませんか。11番、大西委員。</p>
	<p>秋間 委員長 土生 建設課長</p>	<p>129ページの団地の話になるのですが、まずみのり野団地が4割ぐらいしか売れていない。もう10数年たってもなかなか売れないのだけれども、町として何か売る方法はないのか、値下げもできないし、土地が今下がっていても安くできない、それで太陽光といっても太陽光をつける人もいない、何かいい方法はないのかなというのが1つ。それから、中土幌の新東団地で2区画残っているのですが、何年たってもなかなか売れないのであれば、東団地はもうそこは全部売って、次のみのり野団地にいけばいいのだと思うので、本来は区画の中に家を建てなかったらダメなのですけれども、隣接の人にもし必要であれば売るような方策ってとれないものなのか、そうすることによって何か整理することを何とかしないと、みのり野団地一本で中土幌はやっていったほうがいいのかと思いますけれども、町長としてどうお考えでしょうか。</p> <p>建設課長。</p> <p>建設課長、土生からお答えをいたします。</p> <p>まず、みのり野につきましては、平成13年の10月から実は56区画を造成をして売り出しをしております。当時土地開発公社として分譲を開始したところがございます。その後販売状況がよくないということから、町のほうに引き継いだ後も平成21年から太陽光の補助金の上乗せを実施しております。これは、通常の町の太陽光補助のほかにみのり野団地で住宅を建てた方についてはさらに30万円アップをして交付をするという形をとりながら、何とか分譲が促進できないかということで実施をしております。また、平成17年には地元の中土幌勝手連の皆さんに藤丸前等で販売促進のキャンペーンを実施していただ</p>

いているというようなことから、町はもちろんでございますけれども、地域の皆さんもお骨折りをいただいているのですけれども、結果として今35戸がみのり野については残っているという状況でございます。具体的には今後また検討して、有効な方策が見つかるかどうか検討してまいりたいというふうに思います。

それから、もう一点、中土幌東団地の2区画残っているという問題につきましては、これらのことも当時分譲して、後に事情によって買い戻しをしたりしているケースもございますので、これらについても場所的な問題からすると非常に条件のいいところだったりすることもあるものですから、もう少し頑張っって売りながら、委員さんおっしゃるようなことも検討しながら、いい方法が見つかるということではないですけれども、もう少し我々のほうも売れる方向で、売る方向で努力を重ねてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

秋 間
委 員 長
大西委員

11番、大西委員。

土幌も団地造成するとすぐ売れるのです。それは、土幌の人だとか、役場の職員だとか農協の職員たちが買うので、なかなか人口増には、ゼロとは言いませんけれども、なかなかならない。中土幌の団地というのは、地元の人多少いますけれども、よそから来てあそこに建ててくれるということは土幌町の人口増にもつながってくるのです。ですから、そこに力を入れて販売してもらわないと、なかなか完売もできないだろう。このままいったら10年たってもこのままで、経済的にも非常につくってから悪くなったという悪条件もありますけれども、それとあわせて土地の値段が一遍にがたっと下がってしまった。中土幌も市街の中では空き地ばかりできてきて、空き地だったら大体1万円そこそこで、必要だとなれば多少違うのだろうけれども、売るとなったら1万円前後でしか売れない。団地が2万何ぼ、3万円近かったら、3倍ぐらいになっているからなかなか売れないのでないのかなと思うのです。だから、何かいい方法を考えて、我々地元もまた藤丸やらそういうところに出かけて販売促進、住民がやることによってマスコミで取り上げてもらえば、勝毎さんなんか来ているけれども、大きく載せてもらえば、町が宣伝費出すと何十万円もかかるやつをただで大きく載せてかれますので、そういうことをこれからたびたびやっていきたいなと地元では思っていますので、そういうのをあわせながら町も努力していただきなと思います。

秋 間
委 員 長

そのほかございませんか。

(な し)

説明	秋間 委員長 後藤総務 企画課長	<p>ないようでございますので、次に消防費について説明願います。総務企画課長。</p> <p>総務企画課長 後藤よりご説明申し上げます。</p> <p>130ページをお開き願います。</p> <p>消防費ですが、本町の消防行政は北十勝消防事務組合に加入し実施しております。23年度の本町の負担金は、署費、団費、施設整備費、本部共通経費であり、それぞれ記載のとおり負担をしたところであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	秋間 委員長	<p>説明が終わりましたので、質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	秋間 委員長	<p>ないようでございますので、ここで暫時休憩に入ります。</p> <p style="text-align: center;">暫時休憩</p>
説明	秋間 委員長 植田 教育課長	<p>休憩前に引き続き委員会を開きます。</p> <p>次に、教育費について説明願います。教育課長。</p> <p>教育費について、教育課長 植田よりご説明いたします。</p> <p>131ページをお開きください。</p> <p>1項総務費では、1の教育委員会開催状況は、会議を12回開催し、29件の審議を行いました。</p> <p>2の教育委員の動静につきましては、神野委員が再任され、11月12日付けで教育長に就任されました。</p> <p>3の学校評議員では、平成13年度から小・中・高、全校において設置し、学校の求めに 応じてご意見をいただいております。なお、内容につきましては記載のとおり開催なっています。</p> <p>4の教育研究所及び推進事業では、平成25年度から使用する社会科副読本改訂に向けてそれぞれ資料収集等の準備や各研究成果を町内各学校に情報提供しており、構成員等につきましては、記載のとおりとなっております。</p> <p>132ページをお開きください。</p> <p>5の学力向上の取組状況は、23年度5回目となる全国学力・学習状況調査ですが、東日本大震災の影響で中止となり、道教委が調査を行ったところですが、また、長期休業期間中を利用し各学期に数回「土曜学習サポート塾」を実施したところですが。</p> <p>6の全国体力・運動能力、運動習慣等調査、7の特別支援教育で学級設置数と在籍児童数につきましては記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2項小学校費は、中士幌小学校体育館塗装工事は23年度から</p>

3年間で予定し、また、児童用トイレの洋式化については上居辺小学校、下居辺小学校で各校1個所を改修いたしました。都市交流事業として、町内8校の小学校がそれぞれ交流を深めたとこれでございますが、特に美濃市との交流事業は9回目を迎えて、5校の6年生51人が美濃市を訪問し、受入では美濃市の児童157人の訪問で各団体や一般市民の皆様の協力を得て、有意義な交流事業とすることができました。

次に、1. 学校概要、133ページの2. 教職員数、3. 教職員異動状況、4. 学校施設・設備整備状況につきましては、記載のとおりでございます。次に、134ページをご覧ください。

5の就学援助費支給状況では、実人員が37人で、それぞれの金額にして232万1,000円の支給金額となったところです。

6の特別支援教育就学援助費支給状況であります。実人員が9人で、それぞれの金額にして24万2,000円の支給金額となっております。

7の特別支援通級教室（ことばの教室）については、通所の幼児・児童・生徒数及び教職員数は、記載のとおりでございます。

135ページをご覧ください。

3項中学校費ですが、工事関係では、教育職員住宅6戸を外壁などの修繕等を実施したところです。また、次年度から取り組む武道の柔道着を70着購入したところです。クラブ活動においては、全国スケート大会に4名が出場し、3名が各種目において決勝に進出し、うち1名が3位、4位との結果となり活躍をしたところです。

続きまして、1. 学校概要、2. 教職員数、3. 教職員の異動状況、4. 卒業生進路別内訳、5. 学校施設・備整備状況等は記載のとおりとなっております。

6. 就学援助費支給状況ですが、実人員14名で支給額は169万6,000円となったところです。

7. 特別支援教育就学援助費支給状況であります。実人員が2名で、それぞれ金額にして8万7,000円の支給金額となっております。

次に、8. スクールバスの運行状況で、(1)は路線別の児童生徒数(2)の住民利用状況、続いて137ページの(3)では通学以外の特別運行として、(4)では路線ごとの委託料を、(5)ではクラブ活動のため運行状況、(6)では特別運行の委託状況はそれぞれ記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

秋 間
委 員 長
金森高校
事 務 長

高校事務長。

高校事務長金森から説明します。

137ページをお開き願います。

4項高等学校費、本年度は、中学卒業生が減少しているなかアグリビジネス科20人、フードシステム科40人で前年度比8名増の60人の新

入学生を迎えてスタートしました。本科では、原料生産から加工・製造・販売までの実践学習を展開していますが、主な活動としては、東北北海道技術競技大会が帯広市で開催され農業鑑定競技で1名入賞し、全国大会へ出場しました。卒業生につきましては、41名のうち進学19人・就職等21人で進路決定率98%となったところです。

活性化対策事業の修学費等助成では2人に19万1,950円、活性化対策助成金では農業クラブ等に69万1,510円助成を行いました。

また、校舎の耐震ならびに改修工事を行ったところです。

138ページに移りまして、1の今年度の特筆すべき事項の(1)の大会の出場、(2)の海外研修、(3)の各種イベント等への出品・参加、(4)の公開講座は記載のとおりです。

2の学校概要、3の職員の異動状況につきましても記載のとおりです。

139ページに移りまして、4.農場実習販売状況につきましては記載のとおりですが、(1)の畑作部門から(4)の食品加工部門の合計で、前年度に比べ約77万円の減となっております。

5の施設・設備、140ページに移りまして、7の放課後実習の状況、8の夏季実習、9の宿泊実習につきましては記載のとおりです。

6のインターンシップは、2年生全員を対象として行い、(1)の農家委託実習21人、(2)の産業現場実習28人が実習を行いました。

以上で説明を終わります。

秋 間
委員 長
寺 田
子 ども
課 長

子ども課長。

5項幼稚園費について、子ども課長 寺田から説明いたします。

140ページをご覧ください。

平成23年度の認定こども園の短時間型在籍児童数ですが、前年比1名減の43名の収容となりました。

職員数については、園長及び予算上における職員の配置数となっております。

次に、保育料徴収状況ですが、登所児童の家庭の都合により、短時間型と長時間型を状況に合わせて自由に選択しているため、入所児童数よりも多い徴収件数となっております。未収金は3件で8万円となっております。滞納者への対策として、納付書の再発行や児童の送迎時に直接督促するなど、未収金の回収に努めているところです。

次に、早朝・延長保育料徴収状況ですが、短時間型で登園する児童の家庭の都合に合わせて、希望によりその保育を行ったところです。

収入件数は194件、金額で48万4,400円となり、未収金は無く100%の収納率となりました。

以上で説明を終わります。

秋 間
委員 長
植 田
教育課長

教育課長。

6項社会教育費について、教育課長 植田よりご説明申しあげます。

社会教育の推進は、第5期まちづくり総合計画を受けて、平成19年度から23年度までの土幌町社会教育中期計画に基づき推進いたしました。

1. 社会教育委員については12名の方に委嘱し、会議を4回、出席者延べ34名となっております。

141ページから142ページにかけまして、(1)ジュニア文化賞が1名、(2)ジュニア文化奨励賞13名、(3)文化奨励賞3名と、記載の方々が表彰を受けたところです。

続きまして、3. 青年講座につきましては、6月9日から10日に上土幌町で北部三町青年指導者研修会を行い、26名の指導者が参加しまして資質の向上を図ったところです。

4. 女性学級では、通年の女性ライフスクールと地域単位の学級が2か所で開設し、実績内容は記載のとおり活動を行ったところであります。

5. 国際交流活動につきましても、記載のとおり活動を行ったところであります。

6. 柏樹大学・大学院の開設については、高齢者の社会参加と生きがいづくりのために、それぞれ活発に学習活動を行っております。大学は12回、143ページの大学院につきましては8回開講し、それぞれ記載の内容で活動等を行ったところであります。

7. 生涯学習の推進事項であります。ふれ愛ユートピア出前講座、まちづくりふれ愛ユートピア講座を事業の柱として、それぞれ開催して参りました。関係会議並びに生涯学習バンク登録者及び利用状況は記載のとおりでございます。

8. 青少年問題協議会、9. 青少年健全育成の事業内容につきましてはそれぞれ記載のとおりとなっております。

144ページをご覧ください。

10. 公民館活動については、委員数18名で年2回実施し、記載のとおり内容となっております。

11の土幌町文化祭の出品者数は638名、入館者数1,075名となったところです。

次に、12の成人式及び交歓会等の出席者は43名で実施いたしました。

13. 伝統文化事業、145ページの14. 成人教育の推進等、15. 家庭教育の推進等、16. みんなで教育を考える集いは、それぞれ各事業の開催や講演を行い、内容につきましては記載のとおり実施したところ

でございます。

17. 公民館利用状況は、全地区の延べ利用日数が1,576日、延べ人数で40,012人となったところです。

18. 総合研修センター各利用状況は146ページにかけて記載のとおりでございます。

146ページの19. 図書館ですが、図書館事業は3事業を記載のとおり実施しました。147ページの(4)文芸誌ヌプカ発刊につきましては、児童・生徒30人、一般35人の投稿等により31号発刊事業を行っておりますし、(5)絵本作家の読み聞かせ事業、は記載のとおり開催したところであります。

20. 芸術・文化公演ですが、小学生対象と中学生対象の児童生徒公演を実施いたしました。

21. サタデイスクールでは、中土幌児童ステーションに事業を委託して実施いたしました。

22. 社会教育団体関係では、(1)町連合青年団、148ページの(2)町女性団体連絡協議会、(3)町文化協会等とそれぞれ組織活動の内容につきましては記載のとおりとなったところです。

次に、7項保健体育費に移りまして、1. スポーツ推進委員は、13名で年4回会議を行いスポーツの普及、振興を図ったところで、2のスポーツ賞等表彰結果は記載のとおりとなったところであります。

3. スポーツ教室等の実施状況につきましては、149ページに記載のとおりです。

4、5の各種行事・競技大会関係は、町民体育祭中心に記載のとおり実施し、6. 社会体育施の(1)施設整備、(2)総研センターの利用状況、(3)その他体育施設等は150ページにかけて、利用期間を記載しておりますし、更に、(4)利用券販売では、清流パークゴルフ場と屋内ゲートボール場、(5)学校の屋体放状況は、小・中・高10校でそれぞれ記載のとおりとなったところであります。

7. 音更町プール利用状況については、16万7,875円と、前年度対比400円の減となったところです。

151ページの8. スポーツ関係団体では、(1)スポーツ少年団は16団体で延べ約320名の加盟で活動しています。また、(2)体育連盟は15団体の加盟で活動しています。

以上で説明を終わります。

秋 間
委 員 長
鈴木給食
センター
所 長

給食センター所長。

学校給食センター所長 鈴木から8項学校給食センター管理費、学校給食の概要について説明します。

151頁をお開きください。

質 疑
秋 間
委 員 長
大西委員

平成21年度から、土幌小学校を本務校とする道費負担栄養教諭1名が学校給食の管理に従事するため、当センターに兼務発令で配置を受けているほか、町費負担臨時栄養士1名を増員して運営体制の強化を図って来ましたが、平成23年12月で雇用期間切れとなり、翌年1月から3月まで欠員となりました。学校給食は、児童及び生徒の心身の健康な発達と、食に関する正しい理解と適切な判断能力を養う上で、重要な役割を果たすものであり、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的として、次の4つのことがらを重点として実施しました。また、地元産の食材をより多く活用するなど、安全で安くて美味しい給食づくりに努力したところであります。

給食実績と収支決算状況は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

説明が終わりましたので、教育費について質疑を行います。ごさいませんか。11番、大西委員。

143ページの青少年健全育成という部門の中に、行政報告ですから、1年間のいろんなことを報告する場だと思うのですが、今非常に世の中で問題になっているいじめという問題が出てきたのはこの一番最後のいじめの防止という2行、1行半ですか、それも内容でなく各学校の代表者の標語を研修センターのロビーに張ったというだけなのです。今文科省から言われて、年2回ですか、アンケート調査やっている。そういう数値も出して、議会ですから、やっぱり報告受けておかないとダメなのだと思うのです。でないと、我々も認識がなかなかいじめに対する状態がわからないのです。今までは教育委員会にいじめあるのかと言ったら、ないよと言って終わってしまったのだけれども、今回アンケートとるといろいろ出てきている。先日も一般質問でいじめの質問をした同僚議員のところには、ああいうのが新聞に載ると私の子供は今いじめに遭っていると、ですから頑張ってやってくださいと、当日は私も聞きに行きますというような関心を持っている父兄もいますし、そしてこれは苦言を言いたいのですが、今回の一般質問2件が教育委員会にありましたよね、答弁書を書くのにも参事はかかわったと思うのです。大事なポストで教育委員会の参事で、何があったのかわかりませんが、欠席をされていたと。一般質問でもなければいいというものではないですけども、答弁書書いて、参事はやっぱり中心になって書いた人だと思うのです。どういう事情があったかわかりませんが、日曜日だから休んだのかどうか知りませんが、こういうときには、2人も一般質問あるときには、それは出れない理由があるのかもしれないですけども、ぜひ出席してほしい。

それから、いじめの問題の対応、それからいろいろな事件の対応、教育委員会を早急に開いてやってほしい。この間の同僚議員の質問で、駒場のああいう事件があったときにも、隣ですから、中土幌のすぐ隣

の町の一番近い学校でああいう事件があったのです。マニュアルをみんなが知っているから開かなかったとかという答弁がありましたけれども、いつどうなるかわからなかったら、早急に教育委員会を集めて、どういう対策をするのだ、どうしたらいいのだという議論をやらせてもらわないと、教育委員会の不要論が出ているのはそういうところなのです。大津もそうですけれども、大津中学校、あそこの大津市の教育委員会にいろんな苦情があったのは。

何のために委員会に5人いるのですか、今回の一般質問の中に教育委員会の見解を聞きたいと出してはいるのに、委員会開いていない。それは、委員長か教育長の主観で答えているだけですよね。議会は、議員はそういう希望を持ってそういう通告をしているのですから、ほかの3人はいや、私はこう思っていたと言っても、全然その意見が反映しないわけでしょう、そのための教育委員会5人の合議制ですから。だから、あの答弁書見ても、警察介入なんかしないほうがいいのだから、それはしないほうがいいですよ、そういう事件がないほうがいいに決まっている。そうにはならないみたいにあやふやになるけれども、東京である事件が土幌でないのかといたら、あることはわからないのです。ですから、その対応のためにはきちりそこでやっておかないと、後々そういうものが起きたときに警察介入しても、あったらどうするのだと。それはきちりと話し合って、そういう見解をきちりと持っていたらいいですけども、それは委員長と教育長だけの考えで答弁しているのです。聞いているのは違うのですから、だからもう少し真摯に教育委員会開いて、きちりと5人の合議でこういうことあったらどうしましょうとかと対応してくれないと、駒場の小学校みたいに、いつそれが土幌に来るかわからないのですよ、隣町ですから、中土幌に一番近いところの学校ですから。それでも委員会開かない。いろんな事件あったときでも、何があるかわからないのです。だから、そういうことにいつでもすぐ対応できる体制でないと教育委員会の意味ないと思うのです。だから、ぜひそういう十勝管内でもどこでも大きな問題になったものについては、定期のあれを早めてでもいいからやってくださいといつも言っていますよね、ぜひやってほしいし、それから毎年2回文科省はいじめのアンケートをとってということですから、そういう数値もぜひここに載せていただきたいと思えますけれども、これ現場のことだから、教育長、答弁お願いします。

秋 間
委 員 長
神 野
教 育 長

教育長。
いじめに関する取り組みについての報告については、指摘のとおりその内容について報告させていただくように今後したいというふうに思います。よろしいですか。

(何事か言う者あり)

神野 教育長	委員会の開催については、その内容あるいは緊急性等々判断をしながら、委員さん方にお集まりいただくかどうかについては判断をさせていただいています。重大かつ迅速に対応しなければならないような問題については、確かに何かあるかわからないという時代ですので、努めて緊急にでも会議を開いて協議をしていくように今後していきたいというふうに思っています。
秋間 委員長 大西委員	11番、大西委員。 駒場で起きた事件、ああいう事件がマスコミに出たときに、マニュアルをみんな知っているからやらなかったというこの間の答弁ありましたけれども、そういう事件があったらすぐその対応をしましたよね、教育委員会で鍵をつけたとかいろんな、それは早急にやっつけていかないと、いつそのすき間に来るかわからないし、そういう事件起きるかわからないから、定期の月1遍の教育委員会を開く日にちを前倒してもいいのだと思うのです。5人の教育委員の合議のもとでこういう対策をしましょうという話し合いをぜひ今後やってください。学校は開かれた学校にするのだというけれども、教育委員会はなかなか開かれていないのですよ、一部だけで。何でも、いじめなんて隠したい部分があったら、青少年健全育成の中でちょこっといじめという言葉が出てくる。ほかに探したけれども、いじめなんていう言葉一つも出ていない、小学校、中学校、高校費見ても。ですから、開かれた教育委員会にぜひしてください。
秋間 委員長 飯島委員	2番、飯島委員。 140ページなのですが、幼稚園費というところで質問させていただきます。 認定こども園というのは十勝管内でも非常に斬新的な考え方で進まれて設立されたものというふうに思っています。看板が非常に小さいのですが、できればしっかりやって存在感をさらに発揮していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。
秋間 委員長 寺田 子ども 課長	子ども課長。 子ども課長、寺田からお答えをさせていただきます。 建物に設置されている看板については、当時増設した建物にそれぞれ看板を設置させていただいて表記をしているところでございますけれども、小さいというような認識を私どものほうでは持っておりませんでしたので、改めて確認をしながら、理事者のほうとも協議をさせていただきたいと考えております。
秋間 委員長	2番、飯島委員。

飯島委員	<p>それでは、もう一点、違う件でいきたいと思いますが、137ページなのですが、スポーツ少年団が現在16団体が頑張っていて活動されておりますが、その中で話が出てきた言葉の中に、ほかの中学校とか高校のほうではスポーツ大会にスクールバスが出ているのだけれども、小学校のほうにはそういう対応がないというようなお話がありました。いろんな面で公共的な車を使って遠征するというのか、大会に出るというのもそれが一つの大きな勉強になるというふうには思うのですが、実際に中学校、高校のほうでは対応して、小学校のほうではなかなかそういう対応がうまくできていないというのは、数的なものも確かにあると思いますので、その辺もよく関係者と協議をされて検討していただければありがたいなというふうに思います。</p>
秋 間 委 員 長	<p>教育長。</p>
神 野 教 育 長	<p>少年団本部の会議の中でもそういった意見が出されていて、本来であればバスで送迎できるような体制とればいいのですが、今のスクールバスは統合によるスクールバスの運行が目的ですので、そういった意味では目的に沿わないということもありますし、そうではないとしても、理由をつけたとしても、台数に限りがありますので、特別運行に少年団活動まで運行できないのが実態であります。そういう要望を踏まえて、私ども内部で十分検討していきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。</p>
秋 間 委 員 長 飯島委員	<p>2番、飯島委員。</p> <p>今の検討していただけるということについては、大変ありがたいと思っています。いろんな方法もあるかなというふうに思いますので、確かに小学生ですから父兄がというか、保護者が連れていくというのも1つあるし、公共に乗って勉強するのもいいことだと思っているのですけれども、その中のもう一つの方法としても検討していただきたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。</p>
秋 間 委 員 長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>私わからないので、ちょっと認識不足かなと思うのですが、中学校、高校は使用できて、小学校はできないという今質問だけでも、そうなのですか。だとしたら、小学校だけ使えないという理由は何なのか。</p>
秋 間 委 員 長	<p>教育長。</p>
神 野 教 育 長	<p>補助制度からすれば、当然統合に伴うスクールバスの購入でありますから、本来の目的以外には使用してはならないということにはなっていますが、いろいろな理由を付しながら、かなり広範に運行してい</p>

	<p>るといのが実態であります。</p> <p>(何事か言う者あり)</p>
神野教育長	<p>だから、そういった面では、理由を付して利用の拡大をしていくということを検討するについても現状の予備車等の状況ではなかなか対応を十分にできないというふうに考えますので、そういった台数の面とかということでも確保していかなければならないということがありますので、そういったことも含めて検討しなければいけないというふうに思います。</p>
秋間委員長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>台数少ないのはわかるけれども、中学校、高校は台数少ない中でも何とかやりくりしてできて、小学校がやりくりつかないと、その理由は何なのと、小学校は使えないのと聞いているのだ。だから、台数少ないというのはわかる。台数少ないから、小学校も中学校も高校も使えないというのなら理解するけれども、中学校、高校は使えて、小学校だけ台数少ないの、そんなことないでしょう、その理由を聞かせて。小学校も使えるのならいい。今の質問では小学校使えないで、中学校、高校が使えると言うから、何でそんなことになるのと、理由はどうかのと聞いたのです。</p>
秋間委員長	<p>ここで2時20分まで休憩します。</p> <p style="text-align: center;">午後 2時00分 休憩 午後 2時20分 再開</p>
秋間委員長 神野教育長	<p>休憩前に引き続き委員会を開きます。</p> <p>教育長、答弁願います。</p> <p>小学校の行事、その他に対するスクールバスの運行については、スクールバスの運行状況、137ページをごらんをいただきたいのですが、この中で特別運行で教育活動に係る小学校の行事、その他については運行しています。ただ、少年団のところまでは運行できる余裕がないので、していないということであります。</p>
秋間委員長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>中学校、高校が運行しているというのは、学校行事に使っているということで、小学校行事でも使うところは使っているのだから、小学校が使えなくて中学校、高校が使っているというのは、それは違うということで、わかりました。</p>
秋間委員長 清水委員	<p>8番、清水委員。</p> <p>152ページ、学校給食費の収入未済額が掲載されています。卒業生</p>

		<p>の4人も89万2,100円という未済額になっているということで、これまでの扱い方について、未済額についてどのように取り扱っているのか、取り扱いと申しますか、保護者に対してどのような請求と同時に納入についての相談を受けているのか、その点についてお伺いします。</p>
	<p>秋 間 委員 長 鈴木給食 センター 所 長</p>	<p>給食センター所長。</p> <p>給食センター所長、鈴木よりお答えいたします。</p> <p>件数的には2件ございまして、1件は町外に転出されて、もう既に卒業されているのですけれども、税金等もかなり高額な未払いがあるという方で、差し押さえもあったようなのですが、うちのほうまで回るだけ押さえられなかったというのが現状のように聞いております。それと、もう一件につきましては、土幌にまだおられますが、現在まだ学校に通っているお子さんもいる世帯なのですが、もう既に仕事をされた上の子が、ちょうどそのころの生活状況が苦しかったみたいで、そのころの残がまだ残っています。差し押さえまでにはうちの中では処分していなかったようなのですけれども、督促は毎月出している状況であります。</p> <p>以上で説明終わります。</p>
	<p>秋 間 委員 長 清水委員</p>	<p>8番、清水委員。</p> <p>生活の状態もいろいろあるのだと思いますが、いずれにしてもこれは給食費ということですから、それは少額ずつでも分納してもらおうというような、そういう相談に応じてもらえるように、同時にそういう努力もしてもらおうというきめ細かな努力が必要なのだと思うのです。そのこのところをぜひ進める必要があるのではないかと。特にもう卒業してしまっているということからいいますと、今までなぜそこまでできなかったのかということをやっと疑義に感じるのですが、過去のことでですから、そのこのところは今どうしようもないと思いますが、いずれにしてもそういう形での対応の仕方ということが必要だと思うのです。</p>
	<p>秋 間 委員 長</p>	<p>そのほかございせんか。</p> <p>(な し)</p>
<p>説 明</p>	<p>秋 間 委員 長 後藤総務 企画課長</p>	<p>ないようでございますので、次に公債費に入ります。説明願います。</p> <p>総務企画課長。</p> <p>総務企画課長 後藤よりご説明申し上げます。</p> <p>153ページ、公債費ですが、平成23年度の町債の発行額は5億1,615万円で、年度末現在高は73億4,923万2,000円となっております。</p> <p>23年度の償還状況は、元金では9億303万5,000円、利子では1億1,8</p>

		30万1,000円を償還しております。
		借入先別の現在高は、記載のとおりとなっております。
		次に、短期借入金の状況ですが、資金需要期の資金不足を解消するため借入したもので、その詳細につきましては記載のとおりとなっております。
		以上で説明を終わります。
質 疑	秋 間 委 員 長	説明が終わりましたので、公債費について質疑を行います。ございませんか。
		(な し)
説 明	秋 間 委 員 長 土 生 建設課長	ないようでございますので、次に災害復旧費について説明願います。 建設課長。 建設課長 土生から説明します。 154ページをお開き下さい。 1項公共土木施設災害復旧費ですが、平成23年9月1から6日までにかけて断続的な激しい雨の影響で、道路及び河川が被災を受け町単独災害復旧工事として実施しました。路線名等はここに記載の表のとおりです。
		以上で説明を終わります。
質 疑	秋 間 委 員 長	説明が終わりましたので、災害復旧費について質疑を行います。ございませんか。
		(な し)
	秋 間 委 員 長	それでは、一般会計について款ごとの説明並びに質疑が終わりましたので、ここで消防費を除く歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ございませんか。11番、大西委員。
	大西委員	これを見るとかなりの使用料だとか、給食費も含めて今質問ありましたけれども、総額何ぼぐらいになっていますか、未収金というのは。出てきていないのですけれども、もしそれがわかれば、ちょっと教えてください。わからなかったらいい。
	秋 間 委 員 長 後藤総務 企画課長	総務企画課長。 私どもの資料ではなくて、町の監査委員さんが監査をしていただいた決算の資料の17ページにも記載があるのですけれども、この中に一般会計部分と、それから特別会計部分がありまして、そのところを見ますと現年分では合計で件数としましては436件、金額にしましては1,984万円ほどございます。そのほか滞納繰り越しということで、これは過年度分になるかと思えますけれども、これにつきましては件数としましては1,116件、金額にしまして6,540万円ほどございます。
		以上です。
	秋 間 委 員 長	11番、大西委員。

大西委員 約8,000万強の未収金があるということで、それでまた十勝滞納機構に出していると、今年は特に、昨年も100万円、今年も200万円、一昨年か、ということで相当な金額の実績が出てきているのです。それと、また片方では時効で不納欠損にしているのもあるし、今給食費の家庭が大変だったときに払えなくて、それも就学援助で給食費も大体320万円か330万円ぐらいの収入の人は就学援助で免除になるのですから、それ以上の人というのは苦しいとは言いつつも、やはり月4,000円か、中学生で4,500円でしたか、そのぐらいだったら払えない金額でない。たまるから払えないのだろうなど。だから、そういうものを含めて整理機構に持っていく、取り立てをお願いするのはどういう基準で上げているのか、そして時効にしているのは、これは毎年請求していれば時効にはならないのですよね、永久にずっと請求するたびにになっていくのですけれども、時効だから多分本人死んでしまった、親族もいないのだみたいな話になっていくのだと思うし、それから住宅費にすればいろいろ保証人の問題もつけなくてもいいのでないかどうかとある中で無理してつけているのですから、その辺から徴収することも考えなければならないし、いろいろ税の公平さ、使用料の公平さを保つためには、人情的にかわいそうだなと思いつつも、ちょっとやっついていかないと、もうちょっとたったら何だかんだ1億円近い金が未収になっていくのだと思うのです。それから、これは時効になって不納欠損で落としたやつも含めたら1億円近い金になっているのだと思いますけれども、十勝の整理機構をお願いする、お願いすると金かかりますからとはいいつつも、200万円も上がってきたというのは、そういうところに行くと差し押さえもいろんなことあって、やっぱり払わざるを得ないということが町民にわかってきたから、出すよと言ったら払ってくれるのもいるみたいですから、何とかこういうものを使ったりなんかしてやってほしいことと、時効になった理由だとか期限だとか、ちょっと教えてください。

秋 間 副町長。

委 員 長

柴 田

副 町 長

今大西委員が言われるとおり、滞納になるというか、現年度のうちに金額が小さいうちに徴収するというのが一番の原則だと思います。滞納整理機構の部分につきましては税だけ、滞納分の税金だけをとりづら部分についてお願いしているという状況です。時効の部分については、税だけ、時効の期間は5年ですけれども、その間に督促状だとか、納税されれば時効の期限がまた延長されますから、それで単純に5年ということではなくて、徴収した後からまた5年ですから、その間にまた徴収可能な部分については努力して徴収していくということなのですが、町も町民課のほうに臨時の徴収員を置いて、その部分については努力をさせていただいているのと、あと収納率向上委員

会というのをつくっておきまして、町全体の未収部分に対してこれからどういうふうにしていくかという部分については協議しながら、それをもとに徴収員が徴収、税だけでなくて使用料についても徴収しているという状況です。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

まず、1つは、5年間払わなかったら時効になるということは、これ法的な根拠があって言うのか、法律で決まっているの、5年間払わなかったらいいと。5年間、目つぶってあればいいのだ、請求されても、そうしたら払わなくていいということになってしまうのだ。その前に整理機構にかけられるのでしょうか。だから、そういうのは早く、5年間も黙っていて時効にされたら困るので、それは整理機構にどんどんかけていく。それから、ほかの税金に対しても使用料に対しても、多分公営住宅に入っていれば公営住宅費、水道費、その人は全部なのだと思うのです。それで、本当に払えないのかといたら、よそへ行って酒飲んだり遊んで歩いている人が、本当に困った人はやっぱり何かで救わなければならないけれども、払えるのに、給食費だって町でやっているのだから、ただで食わせているのだから、食わせてくれと言わなくても食わせてくれているのだから、金なんか払うかとかと結構聞くのです、あの人はあんな生活しているのに何で払わないのとか。そういう公平さを欠くような人は、どんどん整理機構に出して徴収してもらわないと不公平になります、税金以外でも。

秋 間
委員 長
柴 田
副 町 長

副町長。

5年間ですけれども、先ほど言いましたとおり徴収をしながらやっていますので、単純に納期限から5年間ということではなくて、今までも7年も8年も引っ張っている人もいますし、あと滞納整理機構の部分については税金しか対応していただけないという部分もありますので、それ以外の部分は民法のほうになりますので、そちらのほうで対応しなければ、どうしてもうちのほうで対応しなければならないという部分がありますけれども、今言いましたとおり臨時の徴収員も配置していきまして、それが1人がいいのかどうかという部分はありますけれども、これからも滞納の整理に向けて努力はしていきたいと思えます。

秋 間
委員 長

そのほかございませんか。

(な し)

秋 間
委員 長

それでは、質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

説明

秋間 委員長	<p>討論なしと認め、これより採決します。</p> <p>本決算は、認定すべきものと決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
秋間 委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。</p> <p>それでは、平成23年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。</p>
大森保健 福祉課長	<p>理事者の説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長 大森より国民健康保険事業特別会計について説明します。</p> <p>1項総括ですが、国民健康保険制度は高齢者や低所得者の占める割合が高いなど構造的な問題もあり、医療費は依然として増加傾向にあります。現在、社会保障・税一体改革の中で、後期高齢者医療制度の廃止に向けた見直しの決定とともに、国保の広域化についても国で検討されています。歳出の状況ですが、保険給付費が6億5,119万9,000円となり、対前年比1,216万円の増加、介護納付金は5,738万9,000円で、対前年比179万4,000円増加、後期高齢者医療支援金は、1億2,662万5,000円で、前年度より680万2,000円増となっています。保健事業費は、565万円で、対前年比50万6,000円の増加となっています。特定健診、特定保健指導については、平成23年度速報値で、40.3%と上昇しています。歳入の状況では、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で国保税現年度分収納額が3億1,926万2,000円と、対前年比36万5,000円減少し、現年度分収納率は、前年より若干低下し、97.47%、未収額は3,478万9,000円となっています。国庫支出金は、2億6,525万円で、前年度より2,163万4,000円、道支出金は5,378万3,000円で、対前年比891万9,000円とそれぞれ増加となり、療養給付費交付金は、2,501万6,000円、前期高齢者交付金が1億986万円で、前年度より1,802万1,000円減少となっています。</p> <p>なお、本年度も国民健康保険準備基金からの繰入はしていません。</p> <p>2項一般状況ですが、年間平均世帯数、一般で1,060世帯、退職被保険者は単独・混合合わせて55世帯、被保険者総数は2,816人となっています。以下、制度の内容を表にしたものです。ご参照願います。</p> <p>156ページの3項保険税賦課徴収状況につきまして、医療給付費分の賦課限度額が1万円増の51万円、後期高齢者等支援金分の賦課限度額が1万円増の14万円となり、税率は、前年度同様となっています。</p> <p>157ページの2. 保険税収納状況は、(1)一般被保険者分として、調定額は3億5,117万9,211円で、収納額は3億1,703万8,494円で、収納率90.28%となりました。(2)退職被保険者等分では、調定額809万9,596円で、収納率は92.00%となっております。</p> <p>158ページ、4項保険給付状況につきましては、療養給付の内訳、15</p>

		<p>9ページの医療給付の状況とも、記載のとおりです。</p> <p>160ページの3.高額療養費の状況は、一般被保険者分として合計5,931万3,036円、退職者被保険者分は134万356円となっています。</p> <p>4.その他保険給付として、出産育児一時金は17件、714万円、葬祭費として11件、33万円の給付となっています。</p> <p>5項後期高齢者支援金は、事務費拠出金と合わせて1億2,662万5,205円です。</p> <p>6項前期高齢者納付金は、医療費拠出金、事務費拠出金合わせて37万5,828円です。</p> <p>7項老人保健拠出金は、7,818円です。</p> <p>8項介護納付金、9項共同事業拠出金は、記載のとおりです。</p> <p>10項保健事業につきましては、1.特定健康診査等事業費は504万3,402円です。2.医療費通知及び、3.高齢者インフルエンザ予防接種委託料は記載のとおりでございます。</p> <p>11項直営診療施設拠出金は、741万7,000円となったところです。</p> <p>12項その他として、一般会計からの繰入金額は、1億1,879万9,739円で、本年度も基金からの繰入金はございません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	秋間 委員長 清水委員	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ございませんか。8番、清水委員。</p> <p>161ページ、ただいま23年度の一般会計からの繰入金について説明がありましたけれども、この1億1,879万9,000何がしのうち法定以外の繰入金はないのですね。これは法定内でしょう。それが今説明ですね。これは法定内ということは、実際にこの分については交付税措置される金額ということですか、そこ確認していいですか。</p>
	秋間 委員長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 2時45分 休憩 午後 2時46分 再開</p>
	秋間 委員長 大森保健 福祉課長	<p>暫時休憩を解きます。</p> <p>保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長、大森より回答いたします。</p> <p>法定内の繰入金と法定外の繰入金と両方ございます。法定外の繰入金が6,478万2,077円ございます。</p> <p>以上です。</p>
	秋間 委員長 清水委員	<p>8番、清水委員。</p> <p>414万717円という説明ありました。これは、数字的には金額がこうなのですが、それぞれ件数でいきますとどういふふうになりますか。</p>

秋 間
委 員 長

暫時休憩いたします。

午後 2時48分 休憩

午後 2時48分 再開

秋 間
委 員 長

休憩を解き会議を開きます。

町民課長。

伊 賀
町民課長

監査委員の資料の中にもございますように370件でございます。

秋 間
委 員 長

8番、清水委員。

清水委員

370件のうちの私が聞きたいのは、低所得、国保加入者というのは今退職者だとか失業者だとか、そういう低所得階層が非常に多いと、これが7割を占めるというような状況ですから、そういう中で低所得階層の人たちがどの程度になるのか、今370件と言いましたね、それに対して実際に、何回もできませんから、3回で終わりますから、言います。それで、低所得者の場合、非常に国保税の負担が重たい状況になっています。国保税を強制徴収するというにはなりませんから、それにしても滞納していますと先ほどの話で滞納整理機構に預託されて、実際にはいろいろな形でというふうになりますが、そういう状態が起こるということはありませんか。そのときに、国保税を払ったら生活保護基準以下の生活になってしまうというような状態になる、そういう状態が起こる心配はないのかということ、そこまで聞きたいのですが。

秋 間
委 員 長

町民課長。

伊 賀
町民課長

強制徴収がないのかとなりますと、それはないとは言えないと思います。やはり税の公平性からいくと徴収をしなければいけない立場にありますので、息の長い納付を、分納なり等をしていただきながら払っていただくということにはなろうと思います。生活保護になるかどうかというのは、ちょっと私の口からは述べられません。

秋 間
委 員 長

8番、清水委員。

清水委員

述べられませんというのは、そこまではわからないということですか、そういう人もいるということですか、どちらですか。

秋 間
委 員 長

町民課長。

伊 賀
町民課長

可能性は否定できないと思います。
以上です。

秋 間 委員 長 清水委員	<p>8番、清水委員。</p> <p>問題はそこなのです。国税徴収法は、そこまでやってはだめだと言っているのです。本当なのです。そのところを今課長そうおっしゃいましたから、本当にそういうことが起こるといふ心配がある場合は、そこまで徴収することはできないという法律あるのです。そこを十分に心してやっていただかないとだめだと思います。国税徴収法の76条第1項第4号にありますから、そのところを十分に参酌しながら徴収に当たるといふ対応をしていただきたいといふことを申し上げて、終わります。</p>
秋 間 委員 長 小林町長	<p>町長。</p> <p>公共料金、国保税も含めてですけれども、先ほども大西委員の質問にもありましたけれども、基本的には納めていただくというのが基本ですから、それで国保税にかかわっても、それぞれ国保税の設定の段階で、例えば低所得者の減免とかという措置をしながらも設定をしているわけでありましてけれども、今報告したとおり未納もあるのですけれども、ほかのものもそうなのですけれども、担当のほうで相談に来てくれと言ってもなかなか応じていただけないというのがありますし、さらには実態からいって本当に納められないのかといふ、そういう部分もあるのですけれども、ただそんな中では現場の担当職員も苦勞して、来ていただくよう勧誘するだとか、あるいは国保の場合でいふと短期の保険証を交付したりというようなことでやっているのですけれども、実態は我々も生活実態を押さえて、本当に納められない者について、それが医療を受けられないというようなことがないように配慮していかなければならないのですけれども、もう一方ではちゃんと納めていただくといふ、そういう努力をしていただくといふことも求めていきたいと思っておりますけれども、そこら辺の兼ね合いを十分私どもも考えながら進めていかなければならないといふことで今後進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。</p>
秋 間 委員 長	<p>そのほか。</p> <p>(な し)</p>
秋 間 委員 長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋 間 委員 長	<p>討論なしと認め、これより採決いたします。</p> <p>本決算は、認定すべきものと決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>

秋 間
委員 長

異議なしと認めます。

よって、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

それでは、本日の決算審査特別委員会はこれにて散会いたします。

明日の決算審査特別委員会は午前10時から再開をいたします。

(午後 2時55分)